

最高裁判規則

○最高裁判所規則第九号

民事執行規則及び民事保全規則の一部を改正する規則を次のように定める。

最高裁判所

民事執行規則及び民事保全規則の一部を改正する規則

(民事執行規則の一部改正)

第一条 民事執行規則(昭和五十四年最高裁判所規則第五号)の一部を次のように改正する。

第一百四十六条第一項中「東日本電信電話株式会社」の下に「日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)第一条の二第二項に規定する東日本電信電話株式会社をいう。以下同じ。」を「西日本電信電話株式会社」の下に「日本電信電話株式会社等に関する法律第一条の二第三項に規定する西日本電信電話株式会社をいう。以下同じ。」を加える。

(民事保全規則の一部改正)

第二条 民事保全規則(平成二年最高裁判所規則第三号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項第二号中「東日本電信電話株式会社」の下に「日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)第一条の二第二項に規定する東日本電信電話株式会社をいう。

次条第七号において同じ。」を「西日本電信電話株式会社」の下に「同法第一条の二第二項に規定する西日本電信電話株式会社をいう。次条第七号において同じ。」を加える。

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

省
令

最高裁判所長官 今崎 幸彦

総務大臣 村上誠一郎

○総務省令第六十五号
災害対策基本法等の一部を改正する法律(令和七年法律第五十一号)の施行に伴い、及び電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第七条第一号の規定に基づき、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年七月一日

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

電気通信事業法(昭和六十年郵政省令第二十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後

(第一号基礎的電気通信役務の範囲)
第十四条 法第七条第一号の総務省令で定める電話に係る電気通信役務は、次に掲げる

第十四条 同上

もの(鉄電気通信役務に該当するものを含む。)とする。

「一・二 略」

「一・二 同上」

二の二 災害時に避難所等(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第四十九条の七第一項の規定により指定された指定避難所その他の同項に規定する避難所又は災害時に帰宅することが困難な者が一時的に滞在するための施設をいう。以下この号において同じ。)における公衆による電話の利用を確保するために地方公共団体の要請に基づき電気通信事業者が避難所等の収容人員おおむね百名当たり一回線の基準によりあらかじめ設置する固定端末系伝送路設備を用いて当該電気通信事業者が提供する音声伝送

最高裁判所

附 則

〔三・四 略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

この省令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行の日(令和七年七月一日)から施行する。

○厚生労働省令第七十号

雇用保険法(昭和四十九年法律第一百六十六号)第六十二条第一項第五号及び第二項の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年七月一日

雇用保険法施行規則(昭和五十一年労働省令第三号)の一部を改正する省令

雇用保険法(昭和五十一年労働省令第三号)の一部を次の表のように改正する。

(地域雇用開発コース奨励金に関する暫定措置)

第十五条の七 第百十二条第一項の地域雇用開発コース奨励金は、同条第二項に規定するもののほか、次の各号のいずれにも該当する事業主に対して、第三号の雇入れに係る者の数に応じ、当該者の雇入れに係る費用の額を限度として支給するものとする。

一 (略)

二 雇用保険法施行規則の一部を改正する省令(令和六年厚生労働省令第二百三号)の施行の日から令和八年三月三十一日まで

の間に都道府県労働局長に対して、前号

二の二 災害時に避難所等(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第四十九条の七第一項の規定により指定された指定避難所その他の同項に規定する避難所又は災害時に帰宅することが困難な者が一時的に滞在するための施設をいう。以下この号において同じ。)における公衆による電話の利用を確保するために地方公共団体の要請に基づき電気通信事業者が避難所等の収容人員おおむね百名当たり一回線の基準によりあらかじめ設置する固定端末系伝送路設備を用いて当該電気通信事業者が提供する音声伝送

役務
〔三・四 同上〕

号の設置又は整備に係る事業所（以下この条において「対象事業所」という。）の設置又は整備及び当該設置又は整備に伴う労働者の雇入れに関する計画を提出した事業主であること。

の設置又は整備に係る事業所（以下この
条において「対象事業所」という。）の設
置又は整備及び当該設置又は整備に伴う
労働者の雇入れに関する計画を提出した
事業主であること。

○農林水産省令第三十
森林法（昭和二十六年
の一部を改正する省令を

年法律第二百四
を次のように定
一號

十九号) 第百八十
める。

七条第三項の規定に基づき、森林法施行規則

NTT株式会社
附 則
この規則は、公布の日から施行する

○

| | | 森林法施行規則の一部を改正する省令 | |
|-------|---|-------------------|---------------|
| | | 森林法施行規則の一部を改正する省令 | |
| | | 森林法施行規則の一部を改正する省令 | |
| 2 | (略) | 改 正 後 | 改 正 前 |
| 第九十五条 | 農林水産大臣は、試験施行後一箇月以内に試験合格者の受験番号を公表するとともに、合格者に合格証書を交付する。 | (合格の公表及び合格証書) | (合格の公表及び合格証書) |
| 2 | (略) | 改 正 前 | 改 正 前 |
| 第九十五条 | 農林水産大臣は、試験施行後一箇月以内に試験合格者の氏名を公表するとともに、合格者に合格証書を交付する。 | (合格の公表及び合格証書) | (合格の公表及び合格証書) |

省令は、公布の日から施行する
規

○

四

六三

| ○財務省告示第十七号 | |
|---|----------------------|
| 中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第二条第三項第三号の規定に基づき、平成十年大蔵省告示第四十六号（中小漁業融資保証法第二条第三項第三号の規定に基づき、主務大臣が指定する資金を定める件）の一部を次のように改正し、令和七年七月一日から施行する。 | 令和七年七月一日 |
| 改正後 | 農林水産大臣 加藤 勝信 |
| 中小漁業融資保証法（以下「法」という。） | 農林水産大臣 小泉進次郎 |
| 中小漁業融資保証法（以下「法」という。） | 中小漁業融資保証法（以下「法」という。） |
| 改正前 | 改正 |

この規則は、公布の日から施行する。

〔電話・電報・郵便規則の一部改正〕
第一條 計算証明規則（昭和二十七年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

○会計検査院規則第四号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第十二条第三項、第二十四条及び第三十八条の規定に基づき、会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則及び計算証明規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年七月一日

会計検査院長 原田 祐平

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則及び計算証明規則の一部を改正する規則

（会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部改正）

第一条 会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第五局上席調査官（情報通信・郵政担当）の事務分掌事項欄中「日本電信電話株式会社」を「NTT株式会社」に改める。

| | |
|--|---|
| <p>中小漁業融資保証法（以下「法」という。）</p> <p>第二条第三項第三号の主務大臣が指定する資金は、次に掲げる資金とする。</p> | <p>中小漁業融資保証法（以下「法」という。）</p> <p>第二条第三項第三号の主務大臣が指定する資金は、次に掲げる資金とする。</p> |
| <p>四 前三号に掲げる者及びこれらの者又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となつてゐる団体若しくは基本財産の額の過半を拠出している法人（中小漁業融資保証法施行令（昭和二十八年政令第十六号）第一号各号に掲げる団体又は法人に限る。）にあつては、水産物の販売に必要な施設の改良又は取得、栽培事業に必要な種苗の購入又は施設の改良、造成若しくは取得その他漁業又は水産加工業の経営の改善に資することを目的とする事業に必要な資金</p> | <p>四 前三号に掲げる者又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となつてゐる団体若しくは基本財産の額の過半を拠出している法人（中小漁業融資保証法施行令（昭和二十八年政令第十六号）第一号各号に掲げる団体又は法人に限る。）にあつては、水産物の販売に必要な施設の改良又は取得、栽培事業に必要な種苗の購入又は施設の改良、造成若しくは取得その他漁業又は水産加工業の経営の改善に資することを目的とする事業に必要な資金</p> |

そ の 他 告 示

○宮内庁告示第八号

令和八年歌会始お題「明」の詠進歌の選者は、七月一日、次の者に定められた。

三枝 昂之
永田 和宏
今野 寿美
栗木 京子
大辻 隆弘

令和七年七月一日

○総務省告示第二百四十三号

経済施策を一體的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項の規定に基づき指定した特定社会基盤事業者の名称に変更があつたので、同条第二項後段の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年七月一日

○特定社会基盤事業者の種類

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第四号に規定する電気通信事業（同法第一百六十四条第一項各号に掲げる電気通信事業を除く。）

○東日本電信電話株式会社

変更前の名称

NTT東日本株式会社

変更後の名称

令和七年七月一日

○二(一) 特定社会基盤事業者の種類

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第四号に規定する電気通信事業（同法第一百六十四条第一項各号に掲げる電気通信事業を除く。）

○東日本電信電話株式会社

変更前の名称

西日本電信電話株式会社

変更後の名称

NTT西日本株式会社

変更前の名称

電気通信事業法第二条第四号に規定する電気通信事業（同法第一百六十四条第一項各号に掲げる電気通信事業を除く。）

○三(一) 特定社会基盤事業者の種類

電気通信事業法第二条第四号に規定する電気通信事業（同法第一百六十四条第一項各号に掲げる電気通信事業を除く。）

変更前の名称

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

変更後の名称

令和七年七月一日

○法務省告示第三百三号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電

磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和七年七月一日

千葉地方法務局所属

宇都宮地方法務局所属

長野地方法務局所属

新潟地方法務局所属

名古屋地方法務局所属

名古屋地方法務局所属

津地方法務局所属

金沢地方法務局所属

山口地方法務局所属

山口地方法務局所属

岡山地方法務局所属

佐賀地方法務局所属

長崎地方法務局所属

盛岡地方法務局所属

法務大臣 鈴木 鑑祐
篠原 辰夫
古谷 剛司
三宅 義寛
秤屋 雄一
片山 德征
福島 司

宗野 有美子
沼田 政行
谷田部 浩
相原 茂
関口 正木
中島 仁志
横山 紫穂
林 健兒
工藤 俊二

○財務省告示第二百七十四号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、酒類業構造転換支援事業費補助金の交付に関する事務を国税庁長官に委任した件等の一部を次のとおり改正し、同条第六項の規定に基づき告示する。

令和七年七月一日

財務大臣 加藤 勝信

酒類業構造転換支援事業費補助金の交付に関する事務を国税庁長官に委任した件等の一部を改

正する告示

（酒類業構造転換支援事業費補助金の交付に関する告示の一部改正）

第一条 酒類業構造転換支援事業費補助金の交付に関する事務を国税庁長官に委任した件（令和三年

財務省告示第七十二号）の一部を次のように改正する。

第二十二号を削る。

（日本産酒類海外展開支援事業費補助金の交付に関する告示の一部改正）

第二条 日本産酒類海外展開支援事業費補助金の交付に関する事務を国税庁長官に委任した件（令和

三年財務省告示第九十三号）の一部を次のように改正する。

第二十二号を削る。

（酒類業振興支援事業費補助金の交付に関する告示の一部改正）
第三条 新市場開拓支援事業費補助金の交付に関する事務を国税庁長官に委任した件（令和四年財務省告示第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十二号を削る。

（酒類業振興支援事業費補助金の交付に関する告示の一部改正）
第四条 酒類業振興支援事業費補助金の交付に関する事務を国税庁長官に委任した件（令和六年財務省告示第九十五号）の一部を次のように改正する。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(次の図) 及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年七月一日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 京都府福知山市大江町北原小字大谷八〇七七、八〇七八、八〇八〇から八〇八三まで、八〇九二

二 指定の目的 水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(次のとおり)は、省略し、その関係書類を京都市府庁及び福知山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年七月一日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 京都府福知山市大江町北原小字大谷八〇七七、八〇七八、八〇八〇から八〇八三まで、八〇九二

二 指定の目的 水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(次のとおり)は、省略し、その関係書類を京都市府庁及び福知山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 和歌山県海草郡紀美野町毛原上字桑右二一九の三九

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(次のとおり)は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年七月一日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 和歌山県海草郡紀美野町毛原上字桑右二一九の三九

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 登録講習機関の名称 一般社団法人産業環境管理協会

2 講習の業務を行う事務所の名称及び所在地

京都千代田区内幸町一丁目三番一号

一般社団法人産業環境管理協会北海道分室 東京都千代田区内幸町一丁目三番一号

3 变更年月日 令和七年七月一日

○国土交通省告示第四百九十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年七月一日

国土交通大臣 中野 洋昌

一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称 追間川

二 砂防法第二条の土地の表示

1 保安林の所在場所 長野県木曽郡大桑村大字殿三四（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(次のとおり)は、省略し、その関係書類を京都府庁及び福知山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年七月一日

農林水産大臣 小泉進次郎

○環境省告示第六号

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則（昭和四十六年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第二号）第二十四条第一項の規定による届出があつたので、同規則第三十五条第二号の規定に基づき公示する。

令和七年七月一日

一 保安林の所在場所 和歌山県海草郡紀美野町毛原上字桑右二一九の三九

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 登録講習機関の名称 一般社団法人産業環境管理協会

2 講習の業務を行う事務所の名称及び所在地

京都千代田区内幸町一丁目三番一号

一般社団法人産業環境管理協会北海道分室 東京都千代田区内幸町一丁目三番一号

3 变更年月日 令和七年七月一日

○国土交通省告示第四百九十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年七月一日

国土交通大臣 中野 洋昌

一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称 東久保沢

二 砂防法第二条の土地の表示

1 保安林の所在場所 山梨県甲斐市亀沢の区域内の土地のうち、次の一点から十二点までを順次結んだ線及び一点と十二点を結んだ線に囲まれた土地の区域

2 指定の目的 水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐その他の場合の伐採に係るものとは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(次のとおり)は、省略し、その関係書類を京都市府庁及び福知山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年七月一日

一 保安林の所在場所 和歌山県海草郡紀美野町毛原上字桑右二一九の三九

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 登録講習機関の名称 一般社団法人産業環境管理協会

2 講習の業務を行う事務所の名称及び所在地

京都千代田区内幸町一丁目三番一号

一般社団法人産業環境管理協会北海道分室 東京都千代田区内幸町一丁目三番一号

3 变更年月日 令和七年七月一日

○国土交通省告示第四百九十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年七月一日

国土交通大臣 中野 洋昌

一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称 東久保沢

二 砂防法第二条の土地の表示

1 保安林の所在場所 山梨県甲斐市亀沢の区域内の土地のうち、次の一点から十二点までを順次結んだ線及び一点と十二点を結んだ線に囲まれた土地の区域

2 指定の目的 水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐その他の場合の伐採に係るものとは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(次のとおり)は、省略し、その関係書類を京都市府庁及び福知山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年七月一日

一 保安林の所在場所 和歌山県海草郡紀美野町毛原上字桑右二一九の三九

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 登録講習機関の名称 一般社団法人産業環境管理協会

2 講習の業務を行う事務所の名称及び所在地

京都千代田区内幸町一丁目三番一号

一般社団法人産業環境管理協会北海道分室 東京都千代田区内幸町一丁目三番一号

3 变更年月日 令和七年七月一日

○国土交通省告示第四百九十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年七月一日

国土交通大臣 中野 洋昌

一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称 東久保沢

二 砂防法第二条の土地の表示

1 保安林の所在場所 山梨県甲斐市亀沢の区域内の土地のうち、次の一点から十二点までを順次結んだ線及び一点と十二点を結んだ線に囲まれた土地の区域

2 指定の目的 水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐その他の場合の伐採に係るものとは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(次のとおり)は、省略し、その関係書類を京都市府庁及び福知山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年七月一日

○国土交通省告示第四百九十六号
砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二条の
規定により、同条の土地を次のとおり指定するの
で、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八
二号)第一条の規定に基づき、告示する。
令和七年七月一日

一 土地の名称 国土交通大臣 中野 洋昌
一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
二 平岩沢第一 砂防法第二条の土地の表示
イ 次に掲げる土地(明治三十四年内務省告示
第百一号で指定した土地の区域を除く。)
愛知県岡崎市宮石町
字平岩 八番 一一番
一 口 愛知県岡崎市宮石町字平岩の区域内の土地
のうち、次の一点から十一点までを順次点線
で結び、一点と十一点を繋んだ線に囲まれた
土地の区域(イに掲げる土地の区域を除く。)
一 点 北緯三五度〇一分五五秒二一九一
二 点 東經一三七度一一分二三秒六四二八
三 点 東經一三七度一一分五五秒三九二八
四 点 東經一三七度一一分五五秒九五六二
五 点 東經一三七度一一分五五秒三七六六
六 点 東經一三七度一一分五五秒五三八六
七 点 東經一三七度一一分五五秒六九八六
八 点 東經一三七度一一分五五秒七三七一
九 点 東經一三七度一一分五五秒六三七〇九
十 点 北緯三五度〇一分五五秒一八四三
十一 点 東經一三七度一一分五五秒三八九七
○国土交通省告示第四百九十七号
砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二条の
規定により、同条の土地を次のとおり指定するの
で、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八
二号)第一条の規定に基づき、告示する。
令和七年七月一日

| 點 | 北緯 | 東經 |
|---|------------------|-------------------|
| 1 | 33° 32' 46.0948" | 133° 37' 28.5097" |
| 2 | 33° 32' 45.6868" | 133° 37' 28.5818" |
| 3 | 33° 32' 45.4858" | 133° 37' 28.0077" |
| 4 | 33° 32' 45.4077" | 133° 37' 27.9125" |
| 5 | 33° 32' 45.1246" | 133° 37' 27.9518" |
| 6 | 33° 32' 44.5552" | 133° 37' 28.1675" |
| 7 | 33° 32' 44.3072" | 133° 37' 28.2411" |

| | |
|-------------|--|
| 一 | 砂防法第二条の土地に係る河川の名称 |
| 二 | 砂防法第二条の土地の表示 |
| | 次に掲げる土地に存する標柱一号から三十二号 |
| | までを順次結んだ線及び標柱一号と三十二号を結 |
| | んだ線に囲まれた土地の区域 |
| 木 橋 | 栃木県那須郡那珂川町小砂 |
| 字 松 並 | 三一三三四番九 一 地先道路敷九 一 三一三三四番九 二 三一三三四番一 二 三一三三四番九 二 号まで及八号から十六 |
| 字 岩 山 | 三一三三番七 四号から七号まで 三一三三番七 で十七号から二十二号ま 三一三三番二 で二十四号から二十八号 三一三三番四 二十九号 三一三三番二 三十号 |
| ○ | 国土交通省告示第四百九十八号 砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二条の 規定により、同条の土地を次のとおり指定するの で、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十一 号)第二条の規定に基づき、告示する。 |

| | | |
|----|------------------|-------------------|
| 8 | 33° 32' 44.1064" | 133° 37' 28.2693" |
| 9 | 33° 32' 44.0853" | 133° 37' 28.2299" |
| 10 | 33° 32' 44.0372" | 133° 37' 28.1206" |
| 11 | 33° 32' 43.9477" | 133° 37' 27.9743" |
| 12 | 33° 32' 44.1941" | 133° 37' 28.0071" |
| 13 | 33° 32' 44.2676" | 133° 37' 27.9605" |
| 14 | 33° 32' 44.4684" | 133° 37' 27.9034" |
| 15 | 33° 32' 44.8637" | 133° 37' 27.7977" |
| 16 | 33° 32' 45.0536" | 133° 37' 27.7219" |
| 17 | 33° 32' 45.4808" | 133° 37' 27.5664" |
| 18 | 33° 32' 45.5681" | 133° 37' 27.5698" |
| 19 | 33° 32' 45.7453" | 133° 37' 28.1241" |
| 20 | 33° 32' 45.7937" | 133° 37' 28.2096" |
| 21 | 33° 32' 45.8616" | 133° 37' 28.2619" |
| 22 | 33° 32' 46.0491" | 133° 37' 28.2402" |

二(一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
十二所谷川

(二) 砂防法第二条の土地の表示
高知県長岡郡本山村本山の区域内の土地の
うち、次の一点から十六点までを順次結んで
線及び一点と十六点を結んだ線に囲まれた土
地の区域

| 点 | 北緯 | 東經 |
|----|------------------|-------------------|
| 1 | 33° 45' 18.9167" | 133° 35' 24.3477" |
| 2 | 33° 45' 18.6203" | 133° 35' 24.4072" |
| 3 | 33° 45' 18.2035" | 133° 35' 24.4963" |
| 4 | 33° 45' 18.0191" | 133° 35' 24.3700" |
| 5 | 33° 45' 17.8921" | 133° 35' 24.2338" |
| 6 | 33° 45' 17.7706" | 133° 35' 24.1034" |
| 7 | 33° 45' 17.6496" | 133° 35' 23.9225" |
| 8 | 33° 45' 17.6334" | 133° 35' 23.5352" |
| 9 | 33° 45' 16.0919" | 133° 35' 23.6026" |
| 10 | 33° 45' 16.2087" | 133° 35' 22.6710" |

| | | |
|----|------------------|-------------------|
| 11 | 33° 45' 17.7824" | 133° 35' 23.1428" |
| 12 | 33° 45' 17.9119" | 133° 35' 23.1309" |
| 13 | 33° 45' 18.1479" | 133° 35' 23.2070" |
| 14 | 33° 45' 18.2898" | 133° 35' 23.6936" |
| 15 | 33° 45' 18.9530" | 133° 35' 24.0928" |
| 16 | 33° 45' 18.9640" | 133° 35' 24.1580" |

三(一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
 (二) 砂防法第二条の土地の表示
 イ 次に掲げる土地及びこれらの土地に接する
 道路のうちその接している区間の道路敷
 高知県高知市北秦寺寺
 字淋シ谷 六一八番二及び六一八番四
 字谷ノ内 六七〇番一
 六七一番から六七五番まで
 口 高知県高知市北秦寺寺の区域内の土地の
 うち、次の一点から十四点までを順次結ん
 だ線及び一点と十四点を結んだ線に囲まれ
 た土地の区域(イに掲げる土地の区域を除
 く。)

| 点 | 北緯 | 東経 |
|----|-----------------|------------------|
| 1 | 33°35' 01.4771" | 133°32' 16.7187" |
| 2 | 33°35' 02.8464" | 133°32' 16.3479" |
| 3 | 33°35' 03.0521" | 133°32' 16.3820" |
| 4 | 33°35' 03.6809" | 133°32' 15.9865" |
| 5 | 33°35' 03.6494" | 133°32' 15.3883" |
| 6 | 33°35' 03.8348" | 133°32' 14.9358" |
| 7 | 33°35' 04.3375" | 133°32' 14.4992" |
| 8 | 33°35' 04.5176" | 133°32' 14.4857" |
| 9 | 33°35' 05.3292" | 133°32' 14.9015" |
| 10 | 33°35' 07.5124" | 133°32' 14.9809" |
| 11 | 33°35' 09.3936" | 133°32' 19.9600" |
| 12 | 33°35' 08.4282" | 133°32' 21.2177" |
| 13 | 33°35' 04.6858" | 133°32' 19.3274" |
| 14 | 33°35' 01.5212" | 133°32' 17.1826" |

国会事項

| | | | |
|---------------------|-------------------------------------|--------|-------|
| 庶務部副部長を命ずる(各同) | （内閣委員会調査室首席調査員） 参議院常任委員会調査員 | 新井 賢治 | 折茂 建 |
| 第三特別調査室長を命ずる | （外交防衛委員会調査室首席調査員） 内閣委員会調査室勤務を命ずる | 宮崎 雅中 | 後藤 建 |
| 参議院常任委員会調査員に任ずる | 内閣委員会調査室首席調査員を命ずる | 尾崎 陽一 | 内田 信也 |
| 外交防衛委員会調査室勤務を命ずる | 参議院法制局参事 | 大井田 大石 | 後藤 建 |
| 外交防衛委員会調査室首席調査員を命ずる | （記録部記録企画課長）参議院 参事 | 夏樹 夏樹 | 内田 信也 |
| 参議院常任委員会調査員に任ずる | 文教科学委員会調査室勤務を命ずる | 大井田 大石 | 後藤 建 |
| 文教科学委員会調査室勤務を命ずる | （予算委員会調査室首席調査員） 参議院常任委員会調査員 | 夏樹 夏樹 | 内田 信也 |
| 文教科学委員会調査室首席調査員を命ずる | 予算委員会調査室次席調査員 | 大井田 大石 | 後藤 建 |

人事異動

○外務大臣臨時代理解職
國務大臣
内閣

內閣大臣臨時代理解職國務大臣

可
能
性
論

外務大臣は、外務省の職務を、
による臨時に外務大臣の職務をこ
の指定を解く（六月二十六日）

行う國務大臣として

（國立交通省大臣官房審議官）
国土交通事務官 田村 公一
内閣事務官（内閣官房内閣審議官）（内閣官房副長
官補付）の併任を解除する（六月二十七日）

カジノ管理委員会

法務省

(カジノ管理委員会事務局長)

坂口 拓也

(相模原区検察庁副検事) 副検

今城 雄康

内閣府事務官

内閣府事務官

横浜区検察庁副検事) 副検

事

警察庁に出向させぬ

(カジノ管理委員会事務局次長)

小村 智之

横浜区検察庁副検事) 同

カジノ管理委員会事務局長に昇任させぬ

鳴田 俊之

相模原区検察庁副検事に配置換する (以上六月二)

総務企画部長事務取扱を免ずる

(カジノ管理委員会事務局監督)

十七日)

カジノ管理委員会事務局次長に昇任させぬ

原田 義久

横浜区検察庁副検事に配置換する

総務企画部長事務取扱を命ずる

(カジノ管理委員会事務局監督)

小村 智之

監督調査部長事務取扱を命ずる

(カジノ管理委員会事務局監督)

相模原区検察庁副検事に配置換する (以上六月二)

監督調査部長事務取扱を命ずる

(カジノ管理委員会事務局監督)

十七日)

総務省に出向させる

(総務省大臣官房付)

小林 知也

内閣府事務官

(カジノ管理委員会事務局監督)

内閣府事務官

法務省

職務

| | | | |
|---------|------------------|----|-----------|
| 福岡法務局 | 北九州支局管内 北九州市八幡西区 | 1人 | 令和7年12月1日 |
| 長崎地方法務局 | 本局管内 長崎市 | 1人 | 令和7年12月1日 |
| 宮崎地方法務局 | 本局管内 宮崎市 | 1人 | 令和7年12月1日 |
| 福島地方法務局 | 本局管内 福島市 | 1人 | 令和7年12月1日 |
| 山形地方法務局 | 本局管内 山形市 | 1人 | 令和7年12月1日 |
| 盛岡地方法務局 | 本局管内 盛岡市 | 1人 | 令和7年12月1日 |
| 秋田地方法務局 | 本局管内 秋田市 | 1人 | 令和7年12月1日 |
| 青森地方法務局 | 本局管内 青森市 | 1人 | 令和7年12月1日 |

公証人免

東京法務局所属公証人澤野芳夫は願により公証人を免ぜられた。

矢数昌雄は公証人に任命され、東京法務局所属公証人澤野芳夫の後任を命ぜられた。(以上六月二十日)(法務省)

産業

日本産業規格

令和7年7月1日に下記の日本産業規格を改正したので、産業標準化法(昭和24年法律第185号)第19条の規定に基づき公示する。

令和7年7月1日

厚生労働大臣 福岡 資磨
記

改正された日本産業規格

(日本産業標準調査会審議)

腹くう(腔)及び臓器用せん(穿)
刺針 T3229

気道用吸引力テール T3251

血液ガス検体採取用注射筒 T3254

インスリンポンプ用輸液セット T3256

単回使用自動ランセット T3257

滅菌済み延長チューブ T3265

胆管造影用針 T3307

滅菌済み活栓 T3320

誘導針 T3321

(内容省略)

備考 内容は、日本産業標準調査会ホームページ(<https://www.jisc.go.jp>)において閲覧に供する。また、厚生労働省医薬局医療機器審査管理課においても閲覧に供する。

直轄災害復旧事業の完了公告

下記に掲げる直轄災害復旧事業は、令和7年5月16日をもって完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の3第3項の規定に基づき公告する。

令和7年7月1日

農林水産大臣 小泉進次郎
記

令和6年発生 直轄災害復旧事業 珠洲第二地区

法務省告示配布五十号

外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律(昭和六十一年法律第六十六号)第九条の規定に基づき、次の者に対し、中華人民共和国において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

令和7年7月1日 法務大臣 鈴木 肇祐
氏名 吴 征

生年月日 千九百六十五年九月二十一日

公 告

諸事項

有権者申出方

元当局所属公証人余田武裕の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6か月以内に当局に申し出て下さい。

令和7年7月1日

千葉地方法務局

元当局所属公証人松尾嘉倫の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から6か月以内に当局に申し出て下さい。

令和7年7月1日 福岡法務局

佐賀東部土地改良区役員の就任の公告

佐賀県及び福岡県の区域の一部を地区とし、佐賀県神埼市に事務所を有する佐賀東部土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第19項、第124条及び第136条の4の規定に基づき公告する。

令和7年7月1日

九州農政局長 緒方 和之

1. 退任

役職 氏名 住所 所
理事 筒井 信秀 佐賀県神埼市千代田町餘江
934番地4
理事 江島 和彦 福岡県久留米市城島町浮島
430番地2

2. 就任

役職 氏名 住所 所
理事 古賀 敏昭 佐賀県神埼市神埼町田道ヶ里97番地
理事 古賀 益男 佐賀県神埼市千代田町下西
633番地8
理事 森崎 一男 福岡県久留米市城島町浮島
1132番地1
理事 堤 敬信 福岡県大川市大野島1322番地
理事 中島 茂貴 福岡県大川市道海島633番地

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年(家)第80204号

東京都足立区鹿浜5丁目6番3号

申立人 岸 敏夫

本籍埼玉県川口市上青木6丁目4番地3、最後の住所埼玉県川口市上青木6丁目4番2号、死亡の場所埼玉県川口市、死亡年月日令和6年3月21日、出生の場所東京都豊島区、出生年月日昭和27年6月26日、職業不明

被相続人 亡 小倉志津子

事務所埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-20大宮JPビルディング14階 弁護士法人グリーンリーフ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 平栗 丈嗣

催告期間満了日 令和8年1月27日
さいたま家庭裁判所

令和7年(家)第10166号

京都府京田辺市田辺平田1-39

申立人 野坂 雄治

本籍埼玉県ふじみ野市上福岡3丁目3番、最後の住所埼玉県ふじみ野市上福岡3丁目3番13号、死亡の場所埼玉県ふじみ野市、死亡年月日推定令和7年1月8日、出生の場所東京都世田谷区、出生年月日昭和35年10月22日、職業無職

被相続人 亡 市川 孝文

事務所埼玉県ふじみ野市上福岡1丁目6番38号花磯ビル301

相続財産清算人 弁護士 秋山 誠
催告期間満了日 令和8年1月13日
さいたま家庭裁判所川越支部

令和7年(家)第77号

埼玉県熊谷市大麻生2044番地2

申立人 中島 啓和

本籍埼玉県熊谷市銀座6丁目1414番地、最後の住所埼玉県熊谷市銀座6丁目5番41号、死亡の場所埼玉県熊谷市、死亡年月日令和5年11月7日、出生の場所埼玉県行田市、出生年月日昭和24年9月18日、職業無職

被相続人 亡 平澤 哲

事務所埼玉県熊谷市筑波2丁目20番地 木村ビル3階 星川法律事務所

相続財産清算人 弁護士 吉田 裕樹

催告期間満了日 令和8年1月16日
さいたま家庭裁判所熊谷支部

令和7年(家)第189号

埼玉県本庄市寿2丁目13番28号

申立人 白川 嘉久

本籍埼玉県羽生市西4丁目24番地42、最後の住所埼玉県羽生市西4丁目24番地42、死亡の場所埼玉県本庄市、死亡年月日令和6年8月12日、出生の場所埼玉県本庄市、出生年月日昭和48年3月23日、職業無職

被相続人 亡 山中 雅代

事務所埼玉県行田市門井町2丁目4番地8栗原マンション204号 栗原法律事務所

相続財産清算人 弁護士 栗原 裕久

催告期間満了日 令和8年1月30日
さいたま家庭裁判所熊谷支部

令和7年（家）第30140号
千葉県浦安市美浜1-1-1111
申立人 天満 隆
本籍東京都江東区福住1丁目2番地、最後の住所千葉県八千代市ゆりのき台1丁目20番地1グランデージ八千代中央606号、死亡の場所千葉県八千代市、死亡年月日令和6年5月26日、出生の場所神奈川県横浜市中区、出生年月日昭和36年3月12日、職業公認会計士
被相続人 亡 神谷 圭一
事務所千葉市中央区中央3丁目3番8号日進センタービル7階松本・山下綜合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 村山 直
催告期間満了日 令和8年2月12日
千葉家庭裁判所

令和7年（家）第30062号
千葉県成田市花崎町760番地
申立人 成田市長 小泉 一成
本籍千葉県成田市幸町436番地3、最後の住所千葉県成田市幸町436番地3、死亡の場所千葉県成田市、死亡年月日平成10年2月16日、出生の場所千葉県山武郡二川村、出生年月日大正6年11月10日、職業不明
被相続人 亡 飯高 忠義
事務所千葉県成田市園護台1丁目4番3号
フィールドホーム第4ビル4階 村田総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 村田由里子
催告期間満了日 令和8年2月12日
千葉家庭裁判所佐倉支部

令和7年（家）第377号
東京都墨田区押上2-2-6
申立人 梶 正昭
本籍千葉県長生郡一宮町船頭給1431番地1、最後の住所千葉県長生郡一宮町船頭給1431番地、死亡の場所千葉県東金市、死亡年月日令和5年7月9日、出生の場所千葉県長生郡一宮町、出生年月日昭和37年12月20日、職業無職
被相続人 亡 鶴沢 浩一
事務所千葉市中央区中央3丁目5番1号 クリエ千葉中央6階B号室 かなで法律事務所
相続財産清算人 弁護士 塩野 大介
催告期間満了日 令和8年3月2日
千葉家庭裁判所一宮支部

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出してください。

令和6年（家）第931号

愛知県岡崎市中田町5番地7
申立人 鈴木 洋
本籍愛知県岡崎市中田町5番地7、最後の住所愛知県岡崎市中田町5番地7
不在者 鈴木 高志
昭和34年8月15日生
届出期間満了日 令和7年10月13日
名古屋家庭裁判所岡崎支部

令和7年（家）第33号

三重県伊勢市西豊浜町5069番地1
申立人 森 明
本籍三重県多気郡多気町相可509番地、最後の住所三重県多気郡多気町相可782番地3
不在者 長谷川 孝
昭和24年6月2日生
届出期間満了日 令和7年10月17日
津家庭裁判所松阪支部

令和7年（家）第1393号

埼玉県戸田市笛庭8丁目13番地40
申立人 板橋 佳子
本籍愛媛県八幡浜市164番地、最後の住所大阪府寝屋川市黒原旭町1番7号
不在者 山下 文惠
昭和18年8月4日生
届出期間満了日 令和7年10月7日
大阪家庭裁判所

令和7年（家）第1417号

徳島県徳島市川内町旭野36番地の1
申立人 中島喜猪一
本籍徳島県徳島市川内町宮島本浦187番地、最後の住所大阪府寝屋川市池田1丁目10番54号
不在者 中島 利男
昭和36年1月7日生
届出期間満了日 令和7年10月9日
大阪家庭裁判所

令和7年（家）第1739号

大阪府箕面市如意谷1丁目7番47号
申立人 西田 光代
本籍大阪府大阪市西淀川区西島1丁目62番地、最後の住所大阪府箕面市如意谷1丁目7番46号
不在者 中野 由美
昭和34年9月16日生
届出期間満了日 令和7年10月9日
大阪家庭裁判所

令和7年（家）第14号

長崎県長崎市籠町2番41-402号
申立人 酒見千鶴子
本籍熊本県天草郡苓北町坂瀬川702番地、最後の住所熊本県天草郡苓北町坂瀬川702番地
不在者 錦戸 武司
昭和13年6月17日生
届出期間満了日 令和7年10月21日
熊本家庭裁判所天草支部

失踪宣告

令和5年（家）第865号

本籍神奈川県厚木市飯山南5丁目2170番地34、最後の住所神奈川県厚木市飯山南5丁目49番15号
不在者 加藤 治代
昭和47年5月10日生
令和7年5月31日失踪宣告審判確定

横浜家庭裁判所小田原支部裁判所書記官

令和6年（家）第5057号

本籍新潟県南魚沼市中川149番地2、最後の住所新潟県南魚沼市中川149番地2
不在者 若井 武
昭和22年11月6日生
令和7年6月3日失踪宣告審判確定

新潟家庭裁判所長岡支部裁判所書記官

令和6年（家）第5145号

本籍新潟県三島郡出雲崎町大字石井町63番地、最後の住所新潟県三島郡出雲崎町大字石井町63番地
不在者 福井 定子
昭和40年4月16日生
令和7年6月3日失踪宣告審判確定

新潟家庭裁判所長岡支部裁判所書記官

令和6年（家）第647号

本籍岐阜県可児郡御嵩町中762番地15、最後の住所岐阜県可児郡御嵩町中762番地15
不在者 翠 将健
昭和51年1月18日生
令和7年5月30日失踪宣告審判確定
岐阜家庭裁判所御嵩支部裁判所書記官

令和6年（家）第1507号

本籍愛知県あま市小橋方北山西123番地2、最後の住所愛知県北名古屋市鹿田清井古77番地4-207
不在者 早川 重光
昭和16年12月19日生
令和7年6月3日失踪宣告審判確定

名古屋家庭裁判所裁判所書記官

令和6年（家）第1702号

本籍愛知県一宮市今伊勢町馬寄字観音堂24番地1、最後の住所愛知県日進市赤池5丁目1001番地小池荘107
不在者 小林 美作
昭和23年11月20日生
令和7年6月3日失踪宣告審判確定

名古屋家庭裁判所裁判所書記官

令和6年（家）第78号

国籍中国、最後の住所大分市王ノ瀬2丁目1番5号セジュール王ノ瀬203
不在者 楊 寧
西暦1976年1月11日生
令和7年6月3日失踪宣告審判確定

大分家庭裁判所裁判所書記官

令和6年（家）第1037号

本籍北海道室蘭市中島町3丁目14番地、最後の住所北海道登別市上鶯別町106番地の704
不在者 打越 育
昭和9年3月12日生
令和7年6月5日失踪宣告審判確定

札幌家庭裁判所室蘭支部裁判所書記官

令和6年（家）第17号

本籍秋田県大仙市協和船岡字上庄内166番地、最後の住所秋田県大仙市協和船岡字合貝44番地236
不在者 五十嵐 昇
大正14年11月12日生
令和7年6月4日失踪宣告審判確定

秋田家庭裁判所大曲支部裁判所書記官

令和6年(家)第5676号
 本籍東京都江戸川区北葛西2丁目1番、最後の住所東京都江戸川区北葛西2丁目24番19号
 不在者 宇田川美夏
 平成2年5月2日生
 令和7年6月6日失踪宣告審判確定
 東京家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第6677号
 本籍沖縄県宮古島市平良字荷川取1252番地2、最後の住所沖縄県宮古郡平良村字荷川取村千二百五十二番地ノ二
 不在者 平良 芳子
 昭和14年8月28日生
 令和7年6月5日失踪宣告審判確定
 東京家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第9193号
 本籍栃木県真岡市大沼59番地、最後の住所東京市深川区千田町10番地3
 不在者 伊澤 トシ
 昭和7年3月6日生
 令和7年6月6日失踪宣告審判確定
 東京家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第2204号
 本籍東京都青梅市御岳山159番地、最後の住所東京都武蔵野市緑町3丁目687番地
 不在者 須崎 一敏
 大正15年1月30日生
 令和7年6月5日失踪宣告審判確定
 東京家庭裁判所立川支部裁判所書記官

令和6年(家)第1356号
 本籍東京都江戸川区平井6丁目73番、最後の住所神奈川県海老名市中新田1233番地コープときとう306号
 不在者 菊地 忠男
 昭和27年3月6日生
 令和7年6月5日失踪宣告審判確定
 横浜家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第428号
 本籍神奈川県海老名市柏ヶ谷2丁目1086番地、最後の住所神奈川県伊勢原市桜台5丁目11番27号ハイツ井井105号
 不在者 井上真奈美
 昭和61年7月13日生
 令和7年6月6日失踪宣告審判確定
 横浜家庭裁判所小田原支部裁判所書記官

令和6年(家)第1849号
 本籍愛知県愛西市日置町山の池199番地、最後の住所名古屋市中村区烏森町8丁目911番地フォレストパーク101号
 不在者 松岡 太一
 昭和54年6月16日生
 令和7年6月5日失踪宣告審判確定
 名古屋家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第347号
 本籍石川県七尾市和倉町ツ部4番地、最後の住所奈良県奈良市大宮町3丁目5番25号
 不在者 西本 良秋
 昭和25年9月25日生
 令和7年6月4日失踪宣告審判確定
 奈良家庭裁判所裁判所書記官

除 権 決 定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

令和7年(ヘ)第1号
 大阪府八尾市神武町1番15号
 申立人 株式会社エム・シー・エム
 代表者代表取締役 宮川 廣年
 権利を争う旨の申述の終期 令和7年6月2日
 令和7年6月6日 五條簡易裁判所
 (別紙) 目録
 約束手形 1通
 手形番号 B C 52482
 金額 120,000円
 支払期日 令和7年2月5日
 支払地 奈良県五條市
 支払場所 株式会社南都銀行五条支店
 振出日 令和6年10月7日
 振出地 白地
 振出人 株式会社キタムラ 代表取締役 北村 宏人
 受取人 申立人
 最終所持人 申立人

令和7年(ヘ)第1号
 川崎市川崎区鋼管通3丁目17番3号
 申立人 有限会社栄光重機
 代表者取締役 仲川 文則
 申立人代理人弁護士 阿部 泰典
 権利を争う旨の申述の終期 令和7年6月4日
 令和7年6月5日 小倉簡易裁判所
 (別紙) 目録
 約束手形 1通
 手形番号 Y D 26617
 金額 1,820,060円
 支払期日 令和6年7月31日
 支払地 北九州市
 支払場所 株式会社福岡銀行黒崎支店
 振出日 令和6年3月29日
 振出地 北九州市
 振出人 高田プラント建設株式会社 代表取締役 廣橋 幸一
 受取人 申立人
 最終所持人 申立人

令和6年(ヘ)第1号
 次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。
 山形県酒田市栄町14番15号
 申立人 久村 玲子
 権利の届出の終期 令和7年5月28日
 令和7年6月2日 酒田簡易裁判所
 (別紙) 目録
 1目的不動産の表示

(1)所在 酒田市栄町
 地番 74番1
 地目 宅地
 地積 2741.65平方メートル

(2)所在 酒田市栄町
 地番 74番4
 地目 宅地
 地積 859.50平方メートル

(3)所在 酒田市栄町
 地番 74番5
 地目 宅地
 地積 269.45平方メートル

(4)所在 酒田市栄町
 地番 74番6
 地目 宅地
 地積 952.19平方メートル

(5)所在 酒田市栄町
 地番 74番16
 地目 宅地
 地積 2165.28平方メートル

(6)所在 酒田市栄町
 地番 74番17
 地目 公衆用道路
 地積 327平方メートル

(7)所在 酒田市栄町
 地番 74番18
 地目 公衆用道路
 地積 386平方メートル

(8)所在 酒田市栄町
 地番 74番19
 地目 宅地
 地積 209.65平方メートル

(9)所在 酒田市栄町
 地番 74番20
 地目 公衆用道路
 地積 95平方メートル

(10)所在 酒田市栄町
 地番 75番1
 地目 宅地
 地積 143.80平方メートル

(11)所在 酒田市栄町
 地番 75番2
 地目 宅地
 地積 202.04平方メートル

(12)所在 酒田市栄町
 地番 75番3
 地目 公衆用道路
 地積 42平方メートル

(13)所在 酒田市栄町
 地番 75番4
 地目 宅地
 地積 253.42平方メートル

2登記年月日番号 山形地方方法務局酒田支局明治41年2月14日受付第784号

3登記した権利の内容
 原因 明治41年2月13日設定
 借賃 1ヶ月90円
 支払期 每年6月、12月
 存続期間 10ヶ月
 賃借権者 酒田市近江町20番地
 後藤 恒太

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第457号

千葉県野田市尾崎74番地の1

債務者 合同会社大翔

代表社員 佐藤 大徳

- 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高島 圭介
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月22日午後1時10分

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第414号

千葉県松戸市栄町西3丁目1058番地の6

債務者 株式会社LIFE STYLE DE SIGN

代表者代表取締役 斎藤 大樹

- 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鈴木 勝之
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月17日午前10時30分

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第475号

千葉県鎌ヶ谷市東道野辺1丁目1番6号

債務者 有限会社ワタナベ皮革工芸

代表者代表取締役 渡邊 繁俊

- 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山川 彩
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月22日午前10時30分

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第96号

青森県八戸市大字鮫町字住吉町7番地

債務者 株式会社中村漁業部

代表者代表取締役 中村 良一

- 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 橋本 薫
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月22日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月6日午前1時

青森地方裁判所八戸支部破産係

令和7年(フ)第1001号

東京都府中市若松町1丁目31番地の20

債務者 有限会社ビー・シー・アール・プランニング

代表者代表取締役 坂本 隆

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉田 衣里
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月22日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月1日午前10時30分

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第40号

山梨県北杜市白州町上教来石1423番地1

債務者 有限会社サンコーライン

代表者代表取締役 清水 明子

- 1 決定年月日時 令和7年6月20日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 竹村 隆
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月22日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月1日午前11時

長野地方裁判所諫訪支部

令和7年(フ)第1305号

愛知県小牧市多気北町54番地の2

債務者 株式会社すずや

代表者代表取締役 西脇 功

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 林 克行
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月22日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月2日午前10時10分

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第204号

静岡県浜松市中央区渡瀬町304番地の1

債務者 株式会社アスカラプランニング

代表者代表取締役 杉浦 誠

- 1 決定年月日時 令和7年6月20日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鈴木 悠太
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月25日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月7日午後1時30分

静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年(フ)第363号

神奈川県秦野市平沢720番地の1

債務者 有限会社オザワ

代表者代表取締役 小澤 義之

- 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大森 淳
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月29日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月14日午前11時30分

横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第294号

栃木県宇都宮市八千代2丁目7番4号

債務者 株式会社基産業

代表者代表清算人 服部 有

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 阿部 健一
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月30日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月3日午前11時20分

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第442号

京都市伏見区竹田中内畠町52番地

債務者 有限会社オオツキ

代表者代表取締役 竹島 裕子

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 日高 麗衣
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月31日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月17日午前10時30分

京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第197号

北海道函館市海岸町14番8号

債務者 有限会社マルマツ高橋

代表者取締役 高橋 恵子

- 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 横川 裕宣
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月15日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月25日午前10時10分

函館地方裁判所

令和6年(フ)第789号

栃木県那須郡那須町大字高久甲5399番地18

債務者 株式会社菊

代表者代表取締役 平野 慎弘

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 稲葉 幸嗣
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月3日午前10時10分

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第66号

栃木県足利市福居町254番地1

債務者 有限会社ヤナセ運送

代表者取締役 阿部 裕子

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 富岡 規雄
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月22日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月19日午前10時

宇都宮地方裁判所足利支部

令和7年(フ)第1471号

横浜市南区井戸ヶ谷中町30番地6

債務者 ディーマーケティングジャパン合同会社

代表者代表社員 大西 弘純

- 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 橋場 一敏
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月22日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月8日午前11時30分

横浜地方裁判所第3民事部

| | |
|---------------|---|
| 令和7年(フ)第1280号 | 名古屋市守山区西城2丁目8番13号 債務者 有限会社エムエスティ 代表者取締役 角田 征人 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 梅村 明男 4 破産債権の届出期間 令和7年7月22日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月24日午後2時40分 名古屋地方裁判所民事第2部 |
| 令和7年(フ)第149号 | 愛知県豊川市伊奈町南山新田106-6 債務者 株式会社岡田テック 代表者代表取締役 岡田 浩基 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小林 哲也 4 破産債権の届出期間 令和7年7月22日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月26日午前11時10分 名古屋地方裁判所豊橋支部 |
| 令和7年(フ)第48号 | 石川県小松市蓮代寺町か19番地 債務者 株式会社八田紙器製作所 代表者代表取締役 八田 秀子 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 片岡 健太 4 破産債権の届出期間 令和7年7月23日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月16日午後2時 金沢地方裁判所小松支部 |
| 令和7年(フ)第181号 | 静岡県浜松市浜名区平口931番地 債務者 有限会社高柳ウイービング 代表者代表取締役 高柳 悅夫 1 決定年月日時 令和7年6月23日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 守田 佑介 4 破産債権の届出期間 令和7年7月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月7日午後2時 静岡地方裁判所浜松支部破産係 |

| | |
|---------------|--|
| 令和7年(フ)第116号 | 北海道釧路市曉町3番9号 債務者 北海道メディカル株式会社 代表者代表取締役 小山比呂史 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 久保田庸央 4 破産債権の届出期間 令和7年7月31日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月24日午前10時 釧路地方裁判所民事部 |
| 令和7年(フ)第427号 | 広島県呉市安浦町安登東6丁目4番18号 債務者 株式会社奥浪組 代表者代表取締役 奥浪 勉 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 笠原 輔 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月2日午前11時15分 札幌地方裁判所民事第4部 |
| 令和7年(フ)第1006号 | 福岡市博多区諸岡1丁目2番26-203号ユミタ118 債務者 株式会社新日本エナジー 代表者代表取締役 松尾 洋臣 1 決定年月日時 令和7年6月16日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 管納 啓文 4 破産債権の届出期間 令和7年7月31日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月2日午後3時30分 広島地方裁判所民事第4部 |
| 令和7年(フ)第1030号 | 福岡市西区大字桑原1639番地5 債務者 株式会社バーツハウス 代表者代表取締役 田中 健司 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 向原栄大朗 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月2日午後3時 福岡地方裁判所第4民事部 |
| 令和7年(フ)第46号 | 新潟県三条市柳川新田901番地3 債務者 三条金物株式会社 代表者代表取締役 加藤 克郎 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 斎藤 貴介 4 破産債権の届出期間 令和7年8月1日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月25日午後2時 福岡地方裁判所第4民事部 |
| 令和7年(フ)第694号 | 札幌市厚別区厚別中央4条2丁目20番13号 債務者 株式会社トップラインズ 代表者代表取締役 阿部 厚 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 宮永 尊文 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午後1時45分 札幌地方裁判所民事第4部 |
| 令和7年(フ)第939号 | 新潟地方裁判所三条支部 福岡市城南区片江1丁目27番12-107号リリナ片江、旧本店所在地福岡市南区大橋3丁目25番9号 債務者 有限会社グレース・キャメリア 代表者取締役 遠藤 勝 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 服部 博之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月10日午前11時30分 福岡地方裁判所第4民事部 |
| 令和7年(フ)第980号 | 札幌市白石区菊水7条2丁目4番18号 セピア202号 債務者 株式会社アイディアル 代表者代表取締役 遠藤 勝 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐々木将司 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月2日午前11時15分 札幌地方裁判所民事第4部 |
| 令和7年(フ)第981号 | 福岡市中央区那の津2丁目6番4号 債務者 有限会社マットトレーディング 代表者上村 幸司 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 内田 文浩 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月8日午前11時30分 福岡地方裁判所第4民事部 |
| 令和7年(フ)第1025号 | 福岡県糸島市高田4丁目35番10号 債務者 株式会社OHANA 代表者立石 智史 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 熊谷 善昭 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月8日午前11時 福岡地方裁判所第4民事部 |
| 令和7年(フ)第1067号 | 福岡市中央区舞鶴2丁目2番3号 債務者 株式会社中央録音システム 代表者宗田 浩輔 1 決定年月日時 令和7年6月16日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中川 雅之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月8日午後2時 福岡地方裁判所第4民事部 |
| 令和7年(フ)第822号 | 福岡市南区高宮1丁目4番16号リビング高宮2階 債務者 株式会社L i n k 代表者山崎 慶 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 服部 博之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月10日午前11時30分 福岡地方裁判所第4民事部 |

| | | | |
|--|---|---|---|
| 令和7年(フ)第15号 山口県長門市東深川149番地の1 債務者 株式会社長谷川サービスステーション 代表清算人 長谷川尚志 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山口 正之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月12日午前11時 山口地方裁判所萩支部 | 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 野竹 秀一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月17日午後2時30分 横浜地方裁判所第3民事部 | 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間 次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。 令和7年(フ)第73号 島根県松江市東出雲町今宮400番地 債務者 有限会社コスモヘルス 代表者取締役 石本 博志 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 長坂 正 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日午前10時 松江地方裁判所民事部 | 4 破産債権の届出期間 令和7年8月19日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日午後2時 6 免責意見申述期間 令和7年8月19日まで 松山地方裁判所宇和島支部 |
| 令和7年(フ)第259号 大分市大字乙津2番地の2 債務者 B・A・P株式会社 代表者代表取締役 山本 誠一 1 決定年月日時 令和7年6月20日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 永澤 史貴 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月12日午後1時30分 大分地方裁判所民事第1部破産再生係 | 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岡本 林 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午前11時30分 | 令和7年(フ)第604号 仙台市青葉区小松島4丁目11番10号 レジデンス小松島205 債務者 荒井 悠樹 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 橋本 琢朗 4 破産債権の届出期間 令和7年7月22日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午後1時30分 | 1 決定年月日時 令和7年6月20日午前11時30分 |
| 令和7年(フ)第601号 仙台市宮城野区榴岡1丁目7番15号-507号 債務者 有限会社エフ・イー・エル・サービス 代表者取締役 平岡 才和 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小園 彰 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月16日午後1時40分 仙台地方裁判所第4民事部破産係 | 1 決定年月日時 令和7年6月20日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 池内 愛 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月1日午前10時30分 長崎地方裁判所民事部破産係 | 令和7年(フ)第129号 長崎県長崎市元船町9番18号 債務者 株式会社メリサジャパン 代表者代表取締役 大宮司 聰 1 決定年月日時 令和7年6月20日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 丸崎 潤也 4 破産債権の届出期間 令和7年7月22日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月19日午後2時5分 | 6 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係 |
| 令和7年(フ)第496号 堺市西区鳳中町十丁13番地15アベニール羽衣206号 債務者 株式会社WILL HAWK 代表者代表取締役 井上 貴之 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 前田 英倫 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月16日午前10時 大阪地方裁判所堺支部破産係 | 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大友 啓次 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月7日午後2時5分 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係 | 令和7年(フ)第225号 愛知県豊田市梅坪町3丁目3番地6コルポカステロII101号 債務者 有限会社福島商会 代表者取締役 福島 潤音 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 渡邊 智彦 4 破産債権の届出期間 令和7年7月22日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月6日午前11時5分 | 6 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係 |
| 令和7年(フ)第1502号 横浜市旭区今宿南町2212番地 債務者 株式会社ツクモ 代表者代表取締役 松瀬 俊明 | 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 和田 知子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月16日午後2時20分 大阪地方裁判所第6民事部 | 令和7年(フ)第2740号 大阪府寝屋川市清水町41番5号 債務者 株式会社八尾水道商会 代表者代表取締役 八尾 義久 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岡本 林 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月16日午後2時20分 大阪地方裁判所第6民事部 | 4 破産債権の届出期間 令和7年8月19日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日午後2時 6 免責意見申述期間 令和7年8月19日まで 松山地方裁判所宇和島支部 |
| 令和7年(フ)第21号 愛媛県南宇和郡愛南町大成川570番地、前住所愛媛県松山市古川西2丁目5番7号ナチュラルリーフ松山401号 債務者 清水 浩仁 1 決定年月日時 令和7年6月20日午前11時30分 | 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐藤 佑 4 破産債権の届出期間 令和7年7月29日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月9日午後2時 6 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部 | | |

令和7年(フ)第39号

長野県諏訪郡富士見町落合3060番地96
債務者 清水 明子

- 1 決定年月日時 令和7年6月20日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 竹村 隆
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月22日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月1日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで
長野地方裁判所諏訪支部

令和7年(フ)第865号

福岡市東区和白東5丁目4番14-101号 工
スコート福工大前B棟
債務者 中山 裕亮

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 葛西 俊宏
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月9日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第44号

函館市昭和4丁目46番9号 ラ・プランベル
1 101
債務者 渡邊 克哉

- 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 杉本 元熙
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月10日午前10時20分
- 6 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで
函館地方裁判所

令和7年(フ)第29号

鹿児島県大島郡龍郷町浦592番地
債務者 菊池 智

- 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岡本 敏徳
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月11日まで

- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月27日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年8月20日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部2係

令和7年(フ)第99号

千葉県木更津市諒西南3丁目5番地11
債務者 金本 安奈(旧姓平田・須崎)

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山口 祐輔
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月24日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月2日午後3時45分
- 6 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで
千葉地方裁判所木更津支部

令和7年(フ)第290号

愛知県岡崎市矢作町字北河原49番地3 アニアバーサリー30 102
債務者 本田 謙

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高葉 美奈
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月21日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月7日午後1時45分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第1489号

神奈川県藤沢市藤沢545番地の39 ライフゾーン藤沢1302号
債務者 堀籠 成佳

- 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松浦ひとみ
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月22日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月17日午前11時40分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第67号

栃木県足利市福居町682番地2
債務者 阿部 裕子

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 富岡 規雄
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月22日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月19日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

令和7年(フ)第916号

東京都八王子市八日町8番1号ビュータワー
八王子2113号
債務者 黒瀬 彩加

- 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 船戸 暖
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月19日午前11時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月6日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第34号

栃木県那須郡那珂川町松野1144番地
債務者 大野 秀行

- 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 園部 秀雄
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月25日午前11時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

令和7年(フ)第182号

静岡県浜松市中央区三方原町1813番地の8
プレジールK102
債務者 高柳 悅夫

- 1 決定年月日時 令和7年6月23日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 守田 佑介
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月28日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月7日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年(フ)第42号

熊本県荒尾市緑ヶ丘4丁目6番地12、前住所
福岡県大牟田市大字歴木1369番地3 エクセルハイム岩ヶ下II 106号
債務者 松岡斐仁美

- 1 決定年月日時 令和7年6月23日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 秋吉 克洋
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月8日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月14日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで
熊本地方裁判所玉名支部

| | | |
|--|--|--|
| 令和7年(フ)第260号 大分市大字皆春830番地の1 Windesk ea-Lani B201 債務者 山本 誠 1 決定年月日時 令和7年6月20日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 永澤 史貴 4 破産債権の届出期間 令和7年8月1日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月12日午後1時30分 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 7 免責意見申述期間 令和7年8月19日まで 大分地方裁判所民事第1部破産再生係 令和7年(フ)第77号 山口県下関市豊北町大字神田上5203番地1 債務者 Hiro. s Factory こと 岸本 進 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 白石 資朗 4 破産債権の届出期間 令和7年8月22日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月8日午前10時 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 7 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 山口地方裁判所下関支部破産係 令和7年(フ)第25号 山口県岩国市御庄2丁目114番地12 債務者 フレームショップ岩本こと 岩本 俊夫 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 林 貴士 4 破産債権の届出期間 令和7年7月22日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月24日午前11時 | 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 7 免責意見申述期間 令和7年9月23日まで 山口地方裁判所岩国支部 令和7年(フ)第156号 佐賀市金立町大字金立1993番地6 債務者 緑川 雅彦 1 決定年月日時 令和7年6月18日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 服部 友祐 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月7日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和7年8月6日まで 佐賀地方裁判所民事部破産係 令和7年(フ)第61号 福岡県築上郡築上町大字西八田120番地2 債務者 成吉 泰行 1 決定年月日時 令和7年6月19日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 森 啓輔 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月21日午前11時20分 5 免責意見申述期間 令和7年8月7日まで 福岡地方裁判所行橋支部破産係 令和7年(フ)第343号 北九州市小倉南区北方1丁目16番10-611号、 前住所北九州市小倉南区志井6丁目16番3-906号 債務者 幡手久仁也 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 藤村 英明 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月26日午後3時30分 5 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部 令和7年(フ)第311号 福岡県遠賀郡岡垣町高陽台2丁目8番3号 債務者 中島 一哉 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 渡邊 牧史 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月28日午後3時 5 免責意見申述期間 令和7年8月14日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部 | 令和7年(フ)第331号 北九州市若松区畠田2丁目2-10、住民票上の住所福岡県直方市大字上頓野1020番地2 債務者 ことば屋こと 中島 七海 1 決定年月日時 令和7年6月19日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 廣重 純理 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月28日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年8月14日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部 令和7年(フ)第375号 北九州市八幡西区日吉台3丁目26番16-603号 債務者 吉村亜優梨 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 上地 和久 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月28日午後3時30分 5 免責意見申述期間 令和7年8月14日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部 令和7年(フ)第371号 宮城県岩沼市恵み野3丁目23番地の1 債務者 佐藤 直美 (旧姓青木・小山・櫻井) 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 神坪由紀子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月6日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係 令和7年(フ)第381号 仙台市宮城野区新田1丁目16番11号 湘南荘203 債務者 伊藤としぱ 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊藤 鳩馬 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月29日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係 令和7年(フ)第584号 宮城県名取市増田5丁目3番15-201号 ボヌール・名取、従前の住所宮城県名取市上余田字千刈田635番地の6 山建I101号 債務者 大坂 直哉 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 青谷 智晃 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月24日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 広島地方裁判所民事第4部 |
|--|--|--|

| | |
|---------------|--|
| 令和7年(フ)第475号 | 広島県東広島市安芸津町風早3161番地 債務者 畑 葉子 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 近藤 剛史 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月9日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 広島地方裁判所民事第4部 |
| 令和7年(フ)第30号 | 福岡県八女市室岡294番地1 債務者 大石英治製茶こと 大石 和正 1 決定年月日時 令和7年6月19日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 前田 大志 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月24日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 福岡地方裁判所八女支部破産係 |
| 令和7年(フ)第799号 | 福岡県古賀市日吉3丁目28番22号 (浜ヨーポ101号) 債務者 本多 忠勝 1 決定年月日時 令和7年6月16日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 古賀 祥多 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月12日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで 福岡地方裁判所第4民事部 |
| 令和7年(フ)第685号 | 福岡市博多区千代1丁目31番9号 エバーライフ東公園504号 債務者 河村 孝子 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 芳賀由紀子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月12日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年8月13日まで 福岡地方裁判所第4民事部 |
| 令和7年(フ)第1014号 | 福岡市南区井尻2丁目4番14号 伊勢ヨーポ201号 債務者 海老原唯美 |

| | |
|---|--|
| 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 安井 杏奈 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月19日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年8月13日まで | 福岡地方裁判所第4民事部 |
| 令和7年(フ)第50号 | 群馬県館林市富士原町1057番地の12 メゾン富士原-207 債務者 八下田栄一 1 決定年月日時 令和7年6月20日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井野口通隆 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月16日午後4時 5 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで |
| 令和7年(フ)第45号 | 新潟県三条市東鰐田516番地2 債務者 加藤 克郎 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 斎藤 貴介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月25日午後2時45分 5 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで |
| 令和7年(フ)第829号 | 新潟地方裁判所三条支部 福岡県大野城市大城4丁目23番38号 アンスリーゼ大城F102号、前住所福岡県大野城市大城2丁目24番16号 債務者 山本 悠輔 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 楠木 瑞 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月29日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで |
| 令和7年(フ)第960号 | 福岡地方裁判所第4民事部 福岡市早良区賀茂2丁目18番36号 債務者 坂本 信二 1 決定年月日時 令和7年6月17日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松嶋 健一 |

| | |
|---|--|
| 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月22日午後3時 5 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで | 福岡地方裁判所第4民事部 |
| 令和7年(フ)第966号 | 福岡市博多区堅粕5丁目4番16-502号 スタンドリバー堅粕、前住所福岡市博多区半道橋1丁目8番27-404号 C a l m 空港南 債務者 杉浦 由佳 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岸本 大樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月16日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで |
| 令和7年(フ)第1026号 | 福岡県福岡市早良区城西2丁目4番13号、申立時の住所福岡県糸島市高田4丁目35番10号 債務者 立石 智史 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 熊谷 善昭 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月8日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで |
| 令和7年(フ)第212号 | 福岡地方裁判所第4民事部 函館市東山2丁目2番19号 イースト2 102号室 債務者 西村 邦彦 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田中綾太郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月10日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで |
| 令和7年(フ)第973号 | 函館地方裁判所 さいたま市緑区大字大間木1545番地 2棟405号 債務者 菅野 攻 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 池上 雅弘 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月1日午前10時40分 5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで |
| 令和7年(フ)第53号 | さいたま地方裁判所第3民事部破産係 大分市大字横尾3521番地の6 コスモシティ 横尾102 債務者 石田 幸也 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 米田 賢司 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月16日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで |
| 令和7年(フ)第937号 | 大分地方裁判所民事第1部破産再生係 福岡県糸島市波多江駅北1丁目8番26号 債務者 福川 周真 1 決定年月日時 令和7年6月16日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 郷司 佳寛 4 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで |
| 令和7年(フ)第240号 | 福岡地方裁判所第4民事部 宮崎県児湯郡川南町大字川南3532番地 債務者 河野 年行 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西田 隆二 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで |
| 令和7年(フ)第55号 | 宮崎地方裁判所破産係 宮崎県都城市久保原町9街区29の2号 自助ホームいちやりば、前住所宮崎県都城市上川東1丁目26号5番地 債務者 新村 忠之 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川添 正浩 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで |
| 令和7年(フ)第94号 | 宮崎地方裁判所都城支部 大阪府東大阪市上小阪4丁目13番25号 債務者 松本 裕平 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 池田 紫音 4 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで |

| | | | |
|--|---|---|---|
| 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間 | 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 名古屋地方裁判所民事第2部 | 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 名古屋地方裁判所民事第2部 | 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 名古屋地方裁判所民事第2部 |
| 令和7年(フ)第894号 | 名古屋市名東区文教台2丁目317番地 レオパレス上社102号 | 名古屋市天白区音聞山1006番地 シティライフ八事105号 | 山形市みはらしの丘1丁目8番地2 |
| 債務者 戸塚 孝史 | 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 | 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 | 債務者 岩田 茂 |
| 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 | 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 | 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 | 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 |
| 4 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 名古屋地方裁判所民事第2部 | 4 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 名古屋地方裁判所民事第2部 | 4 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 名古屋地方裁判所民事第2部 | 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 |
| 令和7年(フ)第945号 | 名古屋市中村区猪之越町3丁目3番23号 アミティエ3A号 | 名古屋市天白区植田南1丁目107番地 C A N A L 1986 302号 | 4 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで 山形地方裁判所民事部 |
| 債務者 香川 大地 | 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 | 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 | 令和7年(フ)第116号 |
| 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 | 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 | 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 | 名古屋市天白区音聞山1006番地 シティライフ八事105号 |
| 4 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 名古屋地方裁判所民事第2部 | 4 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 名古屋地方裁判所民事第2部 | 4 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 名古屋地方裁判所民事第2部 | 債務者 保坂 晃 |
| 令和7年(フ)第993号 | 名古屋市中村区岩上町9番地 第3宮崎ビル206号 | 名古屋市天白区植田南1丁目107番地 C A N A L 1986 302号 | 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 |
| 債務者 田中 清春 | 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 | 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 | 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 |
| 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 | 4 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 名古屋地方裁判所民事第2部 | 4 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 名古屋地方裁判所民事第2部 | 4 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係 |
| 4 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 名古屋地方裁判所民事第2部 | 令和7年(フ)第1156号 | 令和7年(フ)第1245号 | 令和7年(フ)第198号 |
| 令和7年(フ)第1086号 | 名古屋市中川区千音寺5丁目1036番地 千音寺荘T-10棟205号 | 名古屋市天白区植田南1丁目107番地 C A N A L 1986 302号 | 愛知県岡崎市中町7丁目11番地8 |
| 債務者 北岡 良明 | 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 | 債務者 石田 浩之 | 債務者 烏井 建吾 |
| 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 | 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 | 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 | 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 |
| 4 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 名古屋地方裁判所民事第2部 | 4 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 名古屋地方裁判所民事第2部 | 4 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 名古屋地方裁判所民事第2部 | 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 |
| 令和7年(フ)第1212号 | 名古屋市中川区千音寺5丁目1036番地 千音寺荘T-10棟205号 | 名古屋市天白区植田南1丁目107番地 C A N A L 1986 302号 | 4 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係 |
| 債務者 松波 建助 | 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 | 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 | 令和7年(フ)第229号 |
| 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 | 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 | 4 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 名古屋地方裁判所民事第2部 | 愛知県豊田市京町6丁目10番地1 コーポ伊藤101号 |
| 4 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 名古屋地方裁判所民事第2部 | 4 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 名古屋地方裁判所民事第2部 | 4 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 名古屋地方裁判所民事第2部 | 債務者 奈良 勇輝 |
| 令和7年(フ)第1250号 | 名古屋市名東区上社1丁目302番地の2 サンルーム名古屋444号 | 名古屋市天白区植田南1丁目107番地 C A N A L 1986 302号 | 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 |
| 債務者 北岡 良明 | 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 | 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 | 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 |
| 4 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 名古屋地方裁判所民事第2部 | 4 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 名古屋地方裁判所民事第2部 | 4 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 名古屋地方裁判所民事第2部 | 4 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係 |
| 令和7年(フ)第1288号 | 名古屋市名東区上社1丁目302番地の2 サンルーム名古屋444号 | 名古屋市天白区植田南1丁目107番地 C A N A L 1986 302号 | 令和7年(フ)第43号 |
| 債務者 松波 建助 | 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 | 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 | 三重県志摩市阿児町国府1162番地4 |
| 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 | 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 | 4 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 名古屋地方裁判所民事第2部 | 債務者 米澤 茅 |
| 4 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 名古屋地方裁判所民事第2部 | 4 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 名古屋地方裁判所民事第2部 | 4 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 名古屋地方裁判所民事第2部 | 1 決定年月日時 令和7年6月23日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 |
| 令和7年(フ)第1213号 | 名古屋市中川区千音寺5丁目1036番地 千音寺荘T-10棟205号 | 名古屋市天白区植田南1丁目107番地 C A N A L 1986 302号 | 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 |
| 債務者 北岡由紀子 | 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 | 4 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 名古屋地方裁判所民事第2部 | 4 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで 名古屋地方裁判所伊勢支部破産係 |
| 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 | 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 | 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 | 津地方裁判所伊勢支部破産係 |

| |
|--|
| 令和7年（フ）第781号 さいたま市緑区大字三室2139番地1 北宿莊 A201 債務者 飯塚 徹 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月13日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係 |
| 令和7年（フ）第782号 さいたま市緑区大字三室2139番地1 北宿莊 A201 債務者 飯塚けい子 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月13日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係 |
| 令和7年（フ）第783号 埼玉県桶川市大字上日出谷339番地6 債務者 森田 雅美 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月13日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係 |
| 令和7年（フ）第841号 埼玉県川口市芝富士2丁目14番12号 メゾンクマキA103号、旧住所和歌山県和歌山市三木町中ノ丁17番地 L E T O プラザ702 債務者 猪股 由香（旧姓網代） 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月13日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係 |
| 令和7年（フ）第842号 埼玉県川口市芝富士2丁目14番12号 メゾンクマキA103号、旧住所和歌山県和歌山市三木町中ノ丁17番地 L E T O プラザ702 債務者 猪股 由香（旧姓網代） 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月13日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係 |
| 令和7年（フ）第988号 埼玉県上尾市大字上1367番地1 プランドール上尾第2-101 債務者 安徳 明子 |

| |
|--|
| 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月13日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係 |
| 令和7年（フ）第280号 愛知県豊田市高橋町2丁目566番地 指定共同生活介護サルビア、前住所愛知県犬山市大字羽黒新田字井堀向1番地7 ウイング都築119 債務者 甲斐 一美 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月13日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係 |
| 令和7年（フ）第884号 さいたま市岩槻区西原台2丁目3番50号 鈴木ハイツ105号 債務者 染井 健二 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月14日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係 |
| 令和7年（フ）第997号 さいたま市岩槻区東岩槻4丁目9番地28 債務者 桑原 正行 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月14日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係 |
| 令和7年（フ）第293号 埼玉県越谷市大字袋山582番地1 アーバンハイツB203号 債務者 池部 庫 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月14日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係 |
| 令和7年（フ）第962号 さいたま市浦和区常盤1丁目3番9号 ロイヤルプラザ常盤305 債務者 大石 英司 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月14日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係 |
| 令和7年（フ）第382号 埼玉県三郷市早稲田4丁目23番地5 プロシード早稲田207 債務者 依田 準矢 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 |
| 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月14日まで 岡山県倉敷市水島南幸町5番6-606号 市営水島幸町団地 債務者 高野 和秀 1 決定年月日時 令和7年6月23日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月14日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係 |

| | | |
|--|---|---|
| <p>令和7年(フ)第196号 岡山県倉敷市西阿知町66番地6 債務者 藤村 瑞 1 決定年月日時 令和7年6月23日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月14日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係</p> | <p>令和7年(フ)第863号 札幌市豊平区豊平2条2丁目2番1-201号 債務者 中村 優美(旧姓小林) 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで 札幌地方裁判所民事第4部</p> | <p>1 決定年月日時 令和7年6月20日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで 札幌地方裁判所民事第4部</p> |
| <p>令和7年(フ)第197号 岡山県倉敷市西阿知町66番地6 債務者 藤村 恵子 1 決定年月日時 令和7年6月23日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月14日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係</p> | <p>令和7年(フ)第868号 札幌市東区北49条東8丁目5番28号 債務者 大越 隆博 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで 札幌地方裁判所民事第4部</p> | <p>1 決定年月日時 令和7年6月20日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで 札幌地方裁判所民事第4部</p> |
| <p>令和7年(フ)第752号 札幌市中央区南15条西9丁目2番3-802号 債務者 藤田 麻理 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで 札幌地方裁判所民事第4部</p> | <p>令和7年(フ)第901号 札幌市北区新川6条15丁目6番6-508号 債務者 藤田 郁弥 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで 札幌地方裁判所民事第4部</p> | <p>1 決定年月日時 令和7年6月20日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで 札幌地方裁判所民事第4部</p> |
| <p>令和7年(フ)第807号 札幌市手稲区西宮の沢4条4丁目2番1号 医療法人タナカメディカル 札幌田中病院、 住民票上の住所札幌市北区篠路2条2丁目10番27号 目黒方 債務者 桑山 史朗 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで 札幌地方裁判所民事第4部</p> | <p>令和7年(フ)第932号 札幌市中央区北8条26丁目3番14号 コーポ吉川1号 債務者 小林 麗 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで 札幌地方裁判所民事第4部</p> | <p>1 決定年月日時 令和7年6月20日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで 札幌地方裁判所岩見沢支部</p> |
| <p>令和7年(フ)第952号 札幌市豊平区月寒東5条5丁目2番3号 アイエイトパール208号 債務者 吉田 範子</p> | <p>令和7年(フ)第103号 群馬県太田市藤阿久町310番地5 ラビットハウス平田Ⅲ3-2号 債務者 伊藤 弘幸 1 決定年月日時 令和7年6月20日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。</p> | <p>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで 長崎地方裁判所民事部破産係</p> |

| |
|--|
| 令和7年(フ)第2671号 大阪市西淀川区出来島3丁目2番11-201号 債務者 田端 北斗 1 決定年月日 令和7年6月20日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 |
| 1 決定年月日 令和7年6月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 |
| 福岡地方裁判所第4民事部 |
| 令和6年(フ)第64号 北海道室蘭市八丁平1丁目27番8号 破産者 株式会社新生 1 決定年月日 令和7年6月20日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 |
| 札幌地方裁判所室蘭支部破産係 |
| 令和6年(フ)第44号 群馬県桐生市新里町新川3780番地6加藤莊15号 破産者 株式会社M-TEC 1 決定年月日 令和7年6月20日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 |
| 横浜市西区北幸1丁目11番1号水信ビル7F 破産者 合同会社monter 1 決定年月日 令和7年6月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 |
| 横浜地方裁判所郡山支部破産係 |
| 令和6年(フ)第1691号 横浜市西区北幸1丁目11番1号水信ビル7F 破産者 合同会社monter 1 決定年月日 令和7年6月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 |
| 横浜地方裁判所第3民事部 |
| 令和6年(フ)第519号 静岡市清水区下清水町10番16号 破産者 ナルテック株式会社 1 決定年月日 令和7年6月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 |
| 静岡地方裁判所民事第2部 |
| 令和7年(フ)第1号 三重県南牟婁郡紀宝町平尾井36番地、前住所 大阪府高槻市高垣町77番1号 ガーデン ビ レッジC101号 破産者 渡邊沙耶花(旧姓岡本) 1 決定年月日 令和7年6月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 |
| 津地方裁判所熊野支部 |
| 令和6年(フ)第67号 山口県周南市清水1丁目6番15号 破産者 岐和電気工事株式会社 1 決定年月日 令和7年6月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 |
| 山口地方裁判所周南支部 |
| 令和6年(フ)第153号 青森県八戸市根城8丁目8番1号 クーゲル モンテ根城408、住民票上の住所岩手県二戸 市釜沢字道ノ下200番地6 破産者 欠端 保 |

| |
|---|
| 1 決定年月日 令和7年6月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 |
| 青森地方裁判所八戸支部破産係 |
| 令和5年(フ)第213号 福島県郡山市日和田町字三河尻60番地の2 カサ・ドルチェ102号 破産者 橋本 怜香(旧姓大塚) 1 決定年月日 令和7年6月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 |
| 佐賀地方裁判所民事部破産係 |
| 破産手続終結 |
| 令和6年(フ)第42号 福岡市中央区六本松1丁目4番20号 破産者 株式会社紀祥建設 1 決定年月日 令和7年6月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 |
| 福岡地方裁判所第4民事部 |
| 令和6年(フ)第120号 仙台市宮城野区扇町6丁目4番10号 破産者 株式会社マルイ 1 決定年月日 令和7年6月20日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 |
| 仙台地方裁判所第4民事部破産係 |
| 令和6年(フ)第1224号 仙台市青葉区滝道25番17号 破産者 株式会社エビデミア 1 決定年月日 令和7年6月20日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 |
| 仙台地方裁判所第4民事部破産係 |
| 令和5年(フ)第61号 新潟県妙高市大字関山3028番地1 破産者 有限会社シロキヤ 1 決定年月日 令和7年6月23日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 |
| 新潟地方裁判所高田支部 |

| | |
|--|--|
| 令和6年(フ)第778号 | 1 破産債権の届出期間 令和7年7月25日まで 2 一般調査期日 令和7年9月29日午前11時10分 令和7年6月16日 前橋地方裁判所高崎支部 |
| 埼玉県新座市東2丁目2番16号 破産者 福田 悠一 | |
| 1 破産債権の届出期間 令和7年7月29日まで 2 一般調査期日 令和7年9月19日午後3時30分 令和7年6月19日 | |
| さいたま地方裁判所越谷支部破産係 | |
| 令和7年(フ)第50号 | |
| 香川県高松市中新町12番地29 ダイアパレス 中新町第3 701号 破産者 中内美智代 | |
| 1 破産債権の届出期間 令和7年8月1日まで 2 一般調査期日 令和7年9月12日午後3時 令和7年6月20日 | |
| 高松地方裁判所民事部破産・再生係 | |
| 令和7年(フ)第3号 | |
| 福岡市中央区港2丁目16番4-205号 イル・レガーロ西公園1 破産者 財津 千波(旧姓浦田) | |
| 1 破産債権の届出期間 令和7年7月16日まで 2 一般調査期日 令和7年8月8日午前11時 令和7年6月19日 | |
| 福岡地方裁判所第4民事部 | |
| 令和7年(フ)第10号 | |
| 岐阜県美濃加茂市太田本町2丁目2番5号、 前住所三重県松阪市丹生寺町305番地2 破産者 中口 影勝 | |
| 1 破産債権の届出期間 令和7年7月23日まで 2 一般調査期日 令和7年9月4日午前11時15分 令和7年6月23日 | |
| 津地方裁判所松阪支部 | |
| 令和6年(フ)第339号 | |
| 金沢市湊2丁目18番地2 破産者 株式会社石川住宅管理 | |
| 1 破産債権の届出期間 令和7年7月24日まで 2 一般調査期日 令和7年10月24日午前11時 令和7年6月23日 | |
| 金沢地方裁判所民事部 | |
| 令和5年(フ)第210号 | |
| 群馬県高崎市八千代町2丁目12番13号 破産者 吉村 道子 | |
| 1 破産債権の届出期間 令和7年7月25日まで 2 一般調査期日 令和7年9月29日午前11時20分 令和7年6月16日 | |
| 前橋地方裁判所高崎支部 | |
| 令和7年(フ)第36号 | |
| 群馬県富岡市七日市853番地の2 破産者 中島石油株式会社 | |

| | |
|--|-----------|
| 1 破産債権の届出期間 令和7年7月25日まで 2 一般調査期日 令和7年9月29日午前11時10分 令和7年6月16日 前橋地方裁判所高崎支部 | 書面による計算報告 |
| 令和7年(フ)第37号 | |
| 群馬県富岡市七日市855番地1 破産者 中島 裕 | |
| 1 破産債権の届出期間 令和7年7月25日まで 2 一般調査期日 令和7年9月29日午前11時10分 令和7年6月16日 前橋地方裁判所高崎支部 | |
| 令和7年(フ)第1798号 | |
| 大阪府枚方市楠葉並木2丁目30番3-204号 破産者 柏木 里美(旧姓寺田) | |
| 1 破産債権の届出期間 令和7年7月25日まで 2 一般調査期日 令和7年9月18日午後2時 令和7年6月20日 | |
| 大阪地方裁判所第6民事部 | |
| 令和6年(フ)第299号 | |
| 愛知県刈谷市宝町7丁目49番地2 破産者 高橋健太郎 | |
| 1 破産債権の届出期間 令和7年8月8日まで 2 一般調査期日 令和7年10月28日午後1時30分 令和7年6月20日 | |
| 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係 | |
| 令和5年(フ)第3885号 | |
| 大阪市住吉区南住吉1丁目20番3号 コンフォート杉303号、開始決定時大阪市住吉区上住吉1丁目6番16号 破産者 長谷川輝忠 | |
| 1 破産債権の届出期間 令和7年8月8日まで 2 一般調査期日 令和7年10月2日午後3時 令和7年6月23日 | |
| 大阪地方裁判所第6民事部 | |
| 令和7年(フ)第491号 | |
| 福岡県大野城市乙金東1丁目16番6号 アルフィーネA201号、前住所福岡県久留米市野中町1185番地1 アメニティハイツ杏栄館607号 破産者 龍頭 幸夫 | |
| 1 破産債権の届出期間 令和7年8月15日まで 2 一般調査期日 令和7年9月10日午前10時30分 令和7年6月19日 | |
| 福岡地方裁判所第4民事部 | |

| | |
|--|---|
| 令和7年(ヒ)第101号 | 高知県高知市春野町西諸木986番地 清算株式会社 春野管理株式会社 代表清算人 末松 秀敏 |
| 1 決定年月日 令和7年6月17日 | |
| 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。 | 高知地方裁判所民事部 |
| | 特別清算終結 |
| 令和6年(ヒ)第3005号 | |
| 群馬県前橋市荒口町601番地1 清算株式会社 株式会社リアルライフ | |
| 1 決定年月日 令和7年6月17日 | |
| 2 主文 本件特別清算手続を終結する。 | 前橋地方裁判所民事部 |
| | 再生手続開始 |
| 令和7年(再)第1号 | |
| 大分県玖珠郡久重町大字田野230番地 再生債務者 株式会社まきのとコーポレーション | |
| 1 決定年月日時 令和7年6月17日午前10時 | |
| 2 主文 再生債務者について再生手続を開始する。 | |
| 3 再生債権の届出期間 令和7年7月29日まで | |
| 4 再生債権の一般調査期間 令和7年9月2日から令和7年9月16日まで | |
| 大分地方裁判所民事第1部破産再生係決議に付する決定及び債権者集会招集 | |
| 令和7年(再)第8号 | |
| 東京都台東区浅草橋4丁目19番8号浅草橋ビル 再生債務者 ステップエンジニアリング株式会社 | |
| 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月9日付け再生債務者提出の再生計画案 | |
| 2 議決権行使の方法 債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの | |
| 3 債権者集会 | |
| (1) 期日 令和7年8月20日午後3時 | |
| (2) 会議の目的 再生計画案の決議 | |
| 4 書面投票期間 令和7年8月12日まで | |
| 5 議決権不統一行使の通知期限 令和7年8月6日 | |
| 令和7年6月16日 | 東京地方裁判所民事第20部 |

| | | | |
|--|--|--|---|
| 小規模個人再生による再生手続開始 令和7年(再イ)第33号 愛知県一宮市木曽川町玉ノ井字吉原道北93番地8 再生債務者 清水 和幸 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月10日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月17日から令和7年7月24日まで 名古屋地方裁判所一宮支部 | 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月11日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月25日から令和7年8月8日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 | 3 再生債権の届出期間 令和7年7月11日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月18日から令和7年7月25日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部 | 令和7年(再イ)第66号 福岡市博多区築港本町1番19-1203号 チコハウス 再生債務者 安西 厚 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月15日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月22日から令和7年7月29日まで 福岡地方裁判所第4民事部 |
| 令和7年(再イ)第37号 愛知県西尾市吾妻町53番地 再生債務者 有田 昂樹 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月10日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月17日から令和7年7月24日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部 | 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月11日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月25日から令和7年8月8日まで 岐阜地方裁判所多治見支部 | 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月14日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月28日から令和7年8月4日まで 札幌地方裁判所民事第4部 | 令和7年(再イ)第87号 札幌市北区あいの里3条6丁目18番1号 再生債務者 石井 直志 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月15日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月22日から令和7年7月29日まで 福岡地方裁判所第4民事部 |
| 令和7年(再イ)第22号 埼玉県春日都市備後東7丁目20番2号 再生債務者 江崎新太郎こと 江崎新太郎 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月10日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月17日から令和7年7月24日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部 | 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月11日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月18日から令和7年7月25日まで 岐阜地方裁判所多治見支部 | 1 決定年月日時 令和7年6月23日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月14日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月22日から令和7年7月28日まで 津地方裁判所四日市支部 | 令和7年(再イ)第119号 福岡市東区香椎浜3丁目3番6-2113号 モントーレ香椎浜サーフタワーイーストウイング 再生債務者 八尋 流星 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月15日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月22日から令和7年7月29日まで 福岡地方裁判所第4民事部 |
| 令和7年(再イ)第100号 千葉県市原市光風台5丁目569番地 再生債務者 西本 剛 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月11日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月25日から令和7年8月4日まで さいたま地方裁判所越谷支部再生係 | 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月11日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月25日から令和7年8月4日まで 名古屋地方裁判所民事第2部 | 1 決定年月日時 令和7年6月16日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月14日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月22日から令和7年7月28日まで 福岡地方裁判所第4民事部 | 令和7年(再イ)第74号 福岡市西区西都2丁目14番15号 再生債務者 岩田 学 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月23日から令和7年7月30日まで 福岡地方裁判所第4民事部 |
| 令和7年(再イ)第104号 千葉県八千代市ゆりのき台3丁目7番地1 3棟1202号 再生債務者 黒川 祐樹 | 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月11日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月25日から令和7年8月8日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 | 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月15日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月22日から令和7年7月29日まで 名古屋地方裁判所一宮支部 | 令和7年(再イ)第8号 福岡市東区奈多1丁目12番60-307号 藤和奈多ハイタウン 307 再生債務者 井本 貴行 1 決定年月日時 令和7年6月18日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月23日から令和7年7月30日まで 福岡地方裁判所第4民事部 |
| 令和7年(再イ)第26号 愛知県岡崎市中島町字町後112番地6 再生債務者 鈴木 達也 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 | 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 | 1 決定年月日時 令和7年7月11日まで 2 一般異議申述期間 令和7年7月18日から令和7年7月25日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部 | 令和7年(再イ)第132号 福岡県朝倉郡筑前町下高場615番地13 再生債務者 石井 知香 1 決定年月日時 令和7年6月18日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月23日から令和7年7月30日まで 福岡地方裁判所第4民事部 |

| | | | |
|---|---|---|--|
| 令和7年(再イ)第155号 福岡県筑紫野市杉塚2丁目1番8-301号 再生債務者 谷 嘉晃 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月23日から令和7年7月30日まで 福岡地方裁判所第4民事部 | 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月17日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月24日から令和7年7月31日まで 福岡地方裁判所第4民事部 | 3 再生債権の届出期間 令和7年7月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月25日から令和7年8月1日まで 富山地方裁判所民事部 | 令和7年(再イ)第55号 京都市南区吉祥院九条町55番地14 ベラジオ 京都洛南Ⅱ 202 再生債務者 林 佳輝 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月25日から令和7年8月4日まで 京都地方裁判所第5民事部再生係 |
| 令和7年(再イ)第16号 北海道中川郡幕別町南町74番地の4 再生債務者 福田大一郎 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月17日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月28日から令和7年8月4日まで 釧路地方裁判所帯広支部再生係 | 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月17日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月24日から令和7年7月31日まで 福岡地方裁判所第4民事部 | 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月25日から令和7年8月1日まで 富山地方裁判所高岡支部 | 令和7年(再イ)第145号 大阪市東住吉区南田辺5丁目5番14号(営業所の住所 大阪市城東区中央3丁目7番18号-122) 再生債務者 アルプス動物病院こと 安部 浩司 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月25日から令和7年8月4日まで 京都地方裁判所第5民事部再生係 |
| 令和6年(再イ)第154号 神戸市灘区新在家北町2丁目3番1-203号 再生債務者 佐伯 雄大 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月17日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月24日から令和7年8月7日まで 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係 | 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月17日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月31日から令和7年8月7日まで 那覇地方裁判所沖縄支部破産係 | 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月25日から令和7年8月4日まで 京都地方裁判所第5民事部再生係 | 令和7年(再イ)第45号 京都市下京区五条通室町東入醍醐町268番地 リーガル京都烏丸五条通り 901号室 再生債務者 居城 慶介 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月25日から令和7年8月4日まで 京都地方裁判所第5民事部再生係 |
| 令和7年(再イ)第53号 兵庫県三田市ゆりのき台3丁目25番地40 再生債務者 徳田 高之 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月17日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月24日から令和7年8月7日まで 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係 | 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月1日から令和7年8月22日まで 新潟地方裁判所長岡支部再生係 | 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月25日から令和7年8月4日まで 京都府八幡市美濃山御幸27番地2 再生債務者 P U R E P A N I カット専門店 こと 栗山 真琴 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月25日から令和7年8月4日まで 京都地方裁判所第5民事部再生係 | 令和7年(再イ)第45号 広島市佐伯区三筋1丁目10番18-103号 再生債務者 深野 達也 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月25日から令和7年8月4日まで 広島地方裁判所民事第4部 |
| 令和7年(再イ)第111号 福岡市東区箱崎5丁目11番7-1102号 のむら貝塚ガーデンシティ7番館 再生債務者 中島 伸二 | 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 | 京都地方裁判所第5民事部再生係 | |

| | | | |
|--|---|---|---|
| <p>令和7年(再イ)第1号 徳島県阿南市那賀川町中島1217-5 ジュネスB 101号室 再生債務者 増田 耕治 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月1日から令和7年8月8日まで</p> | <p>千葉県船橋市上山町2丁目404番地18 再生債務者 山田 英明 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月29日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月7日まで 令和7年6月20日</p> | <p>千葉県船橋市上山町2丁目404番地18 再生債務者 山田 英明 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月29日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月7日まで 令和7年6月20日</p> | <p>千葉県船橋市上山町2丁目404番地18 再生債務者 山田 英明 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月29日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月7日まで 令和7年6月20日</p> |
| <p>令和7年(再イ)第79号 福岡県筑紫野市針摺中央2丁目9番13-605号 再生債務者 德田 優子 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月25日から令和7年8月1日まで</p> | <p>津地方裁判所伊賀支部 佐賀市高木瀬東4丁目8番6号 ピュア高木瀬東102 再生債務者 川副 一美 1 決定年月日時 令和7年6月23日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。</p> | <p>千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 仙台市泉区松森字明神41番地の33 再生債務者 大町 優作 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月16日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月11日まで 令和7年6月20日</p> | <p>千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 仙台市泉区八乙女3丁目13番地の4 ルナバレス八乙女中央公園101 再生債務者 長岡 政彦 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月17日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月14日まで 令和7年6月23日</p> |
| <p>令和7年(再イ)第152号 福岡市西区城の原団地9番406号 生の松原サンハイツ 再生債務者 河内 泰子 1 決定年月日時 令和7年6月20日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月25日から令和7年8月1日まで</p> | <p>佐賀地方裁判所民事部破産係 熊本県玉名市両迫間613番地1 アルカンシエル202号 再生債務者 東 賢太 1 決定年月日時 令和7年6月23日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。</p> | <p>仙台地方裁判所第4民事部 宮城県石巻市水明南2丁目3番15号 再生債務者 木村 光明 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月13日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月11日まで 令和7年6月20日</p> | <p>仙台地方裁判所第4民事部 宮城県石巻市水明南2丁目3番15号 再生債務者 木村 光明 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月13日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月11日まで 令和7年6月20日</p> |
| <p>令和7年(再イ)第33号 大分市大字毛井562番地の1 再生債務者 妹尾 紀章 1 決定年月日時 令和7年6月20日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月25日から令和7年8月1日まで</p> | <p>熊本地方裁判所玉名支部 小規模個人再生による書面決議に付する決定 熊本県市川市本北方2丁目1番2号 再生債務者 計良 信吾 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月3日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月7日まで 令和7年6月20日</p> | <p>仙台地方裁判所石巻支部再生係 宮城県石巻市水明南2丁目3番15号 再生債務者 木村 由美 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月13日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月11日まで 令和7年6月20日</p> | <p>仙台地方裁判所石巻支部再生係 宮城県石巻市水明南2丁目3番15号 再生債務者 木村 由美 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月13日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月11日まで 令和7年6月20日</p> |
| <p>令和7年(再イ)第21号 新潟県長岡市宮沢99番地1 再生債務者 小熊 峰和 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。</p> | <p>千葉県市川市本北方2丁目1番2号 再生債務者 計良 信吾 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月3日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月7日まで 令和7年6月20日</p> | <p>群馬県前橋市青柳町320番地18 再生債務者 林 佳代 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月2日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月11日まで 令和7年6月20日</p> | <p>群馬県前橋市青柳町320番地18 再生債務者 林 佳代 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月2日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月11日まで 令和7年6月20日</p> |

| | | |
|---|---|--|
| <p>令和7年(再イ)第86号 福岡市南区大楠3丁目3番8号 アベニュー 大楠505号 再生債務者 田島 翔 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月18日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月10日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 10日まで 令和7年6月19日 福岡地方裁判所第4民事部</p> <p>令和7年(再イ)第4号 岡山県津山市大田39番地1 ヒロタサンボー トⅢ203号室 再生債務者 野村 直助 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月23日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月14日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 14日まで 令和7年6月23日 岡山地方裁判所津山支部</p> <p>令和6年(再イ)第14号 鹿児島県肝属郡肝付町新富5588番地96 再生債務者 児島功美秀 1 決議に付する再生計画案 令和6年5月21日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月16日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 16日まで 令和7年6月18日 鹿児島地方裁判所鹿屋支部再生係 小規模個人再生による再生手 続廃止</p> <p>令和6年(再イ)第34号 群馬県太田市由良町1013番地1 アストール B-201号 再生債務者 宮城 悠樹 1 主文 本件再生手続を廃止する。 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法 237条1項に定める事由がある。 令和7年6月19日 前橋地方裁判所太田支部</p> <p>令和6年(再イ)第206号 千葉県市川市大和田3丁目13番18号 再生債務者 田中 嘉彦 1 主文 本件再生手続を廃止する。 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法 237条1項に定める事由がある。 令和7年6月20日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係</p> <p>令和7年(再イ)第4号 沖縄県宜野湾市上原2丁目12番1-105号 コーポ八大 再生債務者 國頭 正彦 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年6月13日までの意見聽 取期間が経過した再生計画には、民事再生法に 定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年6月20日 那霸地方裁判所沖縄支部破産係</p> | <p>給与所得者等再生による再生 手続開始</p> <p>令和7年(再口)第1号 新潟県長岡市和島中沢488番地2 再生債務者 大矢 和益 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後3時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生 による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月1日から令 和7年8月22日まで 新潟地方裁判所長岡支部再生係 給与所得者等再生による再生 計画案についての意見聴取</p> <p>令和6年(再口)第7号 東京都青梅市谷野153番地の2 再生債務者 細谷 秋一 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年6月 2日付け再生計画案 2 書面で意見を述べができる事項 民事 再生法241条2項各号に定める事由 3 2の書面の提出期間 令和7年7月14日まで 令和7年6月23日 東京地方裁判所立川支部民事第4部 給与所得者等再生による再生 計画認可</p> <p>令和6年(再口)第6号 福岡市東区唐原4丁目2番11-509号 アル ファスマート九産大前駅 再生債務者 松野 大智 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年6月10日までの意見聽 取期間が経過した再生計画には、民事再生法に 定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年6月17日 福岡地方裁判所第4民事部</p> <p>令和6年(再口)第4号 沖縄県宜野湾市上原2丁目12番1-105号 コーポ八大 再生債務者 國頭 正彦 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年6月13日までの意見聽 取期間が経過した再生計画には、民事再生法に 定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年6月20日 那霸地方裁判所沖縄支部破産係</p> | <p>所有者不明土地管理命令に する異議の催告</p> <p>次の申立人から別紙物件目録表示の土地につい て所有者不明土地管理命令の申立てがあったの で、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管 理命令をすることについて異議があるときは、届 出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をして ください。届出がないときは、上記の管理命令が されることになります。</p> <p>令和7年(チ)第4号 富山県射水市寺塚原836番地3 申立人 竹沢建設株式会社 住所・居所 不明 (不動産登記記録上の住所) 東京都江東区深 川洲崎弁天町一丁目15番地 所有者 寺林 龍一 届出期間満了日 令和7年8月18日 令和7年6月18日 富山地方裁判所高岡支部 (別紙) 物件目録 1 所在 氷見市堀田字鬼谷 地番 4番1 地目 山林 地積 300平方メートル 2 所在 氷見市堀田字鬼谷 地番 4番2 地目 山林 地積 95平方メートル</p> <p>令和7年(チ)第12号 京都市南区西九条針小路町108番地 申立人 香川 素子 住所・居所 不明 所有者 不明 (不動産登記記録上の記載 大蔵省) 届出期間満了日 令和7年8月15日 令和7年6月17日 京都地方裁判所第5民事部 (別紙) 物件目録 1 所在 京都市南区西九条針小路町 地番 102番 地目 宅地 地積 61.74平方メートル 2 所在 京都市南区西九条針小路町 地番 106番 地目 宅地 地積 38.99平方メートル</p> |
|---|---|--|

令和7年(子)第9号
香川県坂出市文京町1丁目9番8号
申立人 西川 知子
住所・居所 不明
(不動産登記録上の住所) 高松市三条町35
番地1
所有者 溝済 廣通
届出期間満了日 令和7年8月18日
令和7年6月17日 高松地方裁判所
(別紙) 物件目録
1 所在 高松市三条町字悪所
地番 35番1
地目 宅地
地積 218.56平方メートル

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社の主の公印

市の不動産の所有、賃貸及び管理事業に関する権利義務を新設分割により新設する株式会社「美

ビル中央 (住所: 静岡県浜松市中央区青屋町六八六番地の(一))に対し当社の東京都・福島県郡山市、福島県須賀川市の不動産の所有、賃貸及び管理事

理命令をすることについて異議があるときは、上記の管

されることがあります。

令和7年(子)第3号

会社の主の公印

ビル開発 (住所: 静岡県浜松市中央区青屋町六八六番地の(一))に対し当社の静岡県磐田市 (事業用

土地建物) に限り、群馬県桐生市、愛知県名古屋

市、東京都大田区東六郷二丁目一四番二二号

ウイスティア ハーモニオ五

KKキャピタル合同会社

代表社員 片桐 邦俊

新設分離会社

当社は、株式会社に組織変更するにいたしました。

組織変更後の商号はKKキャピタル株式

会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公司告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

効力発生日は令和7年8月三十一日でした。

この合併に對し異議のある債権者は、本公司告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

効力発生日は令和7年6月二十一日でした。

この合併に對し異議のある債権者は、本公司告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この合併に對し異議のある債権者は、本公司告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この合併に對し異議のある債権者は、本公司告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令が

されることがあります。

令和7年(子)第5号

和歌山市六番丁24番地ニッセイ和歌山ビル5

階松本・石川法律事務所

申立人 破産者田中文子破産管財人弁護士 石川 栄司

亡田中伸幸の最後の住所 和歌山市楠見中6番地12 (不動産登記録上の住所) 和歌山市

楠見中6番地12

共有者 亡田中伸幸相続財産

届出期間満了日 令和7年8月20日

和歌山地方裁判所

令和7年6月18日 和歌山市楠見中6番地12 (不動産登記録上の住所) 和歌山市

楠見中6番地12

共有者 亡田中伸幸相続財産

届出期間満了日 令和7年8月15日

和歌山地方裁判所

令和7年6月17日 大分地方裁判所

(別紙) 物件目録

1 所在 大分市大字下判田字穴井迫

地目 雜種地

地積 273.4平方メートル

出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令が

されることがあります。

令和7年(子)第2号

和歌山市楠見中字大堀6番地12、6番地15

種類 居宅

構造 木造瓦葺2階建

床面積 1階 101.62平方メートル

2階 47.56平方メートル

共有者 亡田中伸幸相続財産の共有持分 2 分の1

令和7年(子)第10号

和歌山市楠見中1丁目9番8号

申立人 西川 知子

住所・居所 不明

(不動産登記録上の住所) 高松市三条町35番地1

(不動産登記録上の住所) 北諸県郡高崎町大字江平1776番地3)

所有者 松江傳次郎

届出期間満了日 令和7年8月18日

令和7年6月18日 宮崎地方裁判所都城支部

(別紙) 物件目録

1 所在 都城市高崎町江平36番地

地目 和

地積 1585番1

出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令が

されることがあります。

令和7年(子)第1号

和歌山市楠見中字大堀6番地12、6番地15

種類 居宅

構造 木造瓦葺2階建

床面積 1階 101.62平方メートル

2階 47.56平方メートル

共有者 亡田中伸幸相続財産の共有持分 2 分の1

令和7年(子)第1号

和歌山市楠見中1丁目9番8号

申立人 西川 知子

住所・居所 不明

(不動産登記録上の住所) 高松市三条町35番地1

(不動産登記録上の住所) 北諸県郡高崎町大字江平1776番地3)

所有者 松江傳次郎

届出期間満了日 令和7年8月18日

令和7年6月18日 宮崎地方裁判所都城支部

(別紙) 物件目録

1 所在 都城市高崎町江平36番地

地目 和

地積 1585番1

出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令が

されることがあります。

令和7年(子)第1号

和歌山市楠見中字大堀6番地12、6番地15

種類 居宅

構造 木造瓦葺2階建

床面積 1階 101.62平方メートル

2階 47.56平方メートル

共有者 亡田中伸幸相続財産の共有持分 2 分の1

令和7年(子)第1号

和歌山市楠見中1丁目9番8号

申立人 西川 知子

住所・居所 不明

(不動産登記録上の住所) 高松市三条町35番地1

(不動産登記録上の住所) 北諸県郡高崎町大字江平1776番地3)

所有者 松江傳次郎

届出期間満了日 令和7年8月18日

令和7年6月18日 宮崎地方裁判所都城支部

(別紙) 物件目録

1 所在 都城市高崎町江平36番地

地目 和

地積 1585番1

出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令が

されることがあります。

令和7年(子)第1号

和歌山市楠見中字大堀6番地12、6番地15

種類 居宅

構造 木造瓦葺2階建

床面積 1階 101.62平方メートル

2階 47.56平方メートル

共有者 亡田中伸幸相続財産の共有持分 2 分の1

令和7年(子)第1号

和歌山市楠見中1丁目9番8号

申立人 西川 知子

住所・居所 不明

(不動産登記録上の住所) 高松市三条町35番地1

(不動産登記録上の住所) 北諸県郡高崎町大字江平1776番地3)

所有者 松江傳次郎

届出期間満了日 令和7年8月18日

令和7年6月18日 宮崎地方裁判所都城支部

(別紙) 物件目録

1 所在 都城市高崎町江平36番地

地目 和

地積 1585番1

出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令が

されることがあります。

令和7年(子)第1号

和歌山市楠見中字大堀6番地12、6番地15

種類 居宅

構造 木造瓦葺2階建

床面積 1階 101.62平方メートル

2階 47.56平方メートル

共有者 亡田中伸幸相続財産の共有持分 2 分の1

令和7年(子)第1号

和歌山市楠見中1丁目9番8号

申立人 西川 知子

住所・居所 不明

(不動産登記録上の住所) 高松市三条町35番地1

(不動産登記録上の住所) 北諸県郡高崎町大字江平1776番地3)

所有者 松江傳次郎

届出期間満了日 令和7年8月18日

令和7年6月18日 宮崎地方裁判所都城支部

(別紙) 物件目録

1 所在 都城市高崎町江平36番地

地目 和

地積 1585番1

出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令が

されることがあります。

令和7年(子)第1号

和歌山市楠見中字大堀6番地12、6番地15

種類 居宅

構造 木造瓦葺2階建

床面積 1階 101.62平方メートル

2階 47.56平方メートル

共有者 亡田中伸幸相続財産の共有持分 2 分の1

令和7年(子)第1号

和歌山市楠見中1丁目9番8号

申立人 西川 知子

住所・居所 不明

(不動産登記録上の住所) 高松市三条町35番地1

(不動産登記録上の住所) 北諸県郡高崎町大字江平1776番地3)

所有者 松江傳次郎

届出期間満了日 令和7年8月18日

令和7年6月18日 宮崎地方裁判所都城支部

(別紙) 物件目録

1 所在 都城市高崎町江平36番地

地目 和

地積 1585番1

出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令が

されることがあります。

令和7年(子)第1号

和歌山市楠見中字大堀6番地12、6番地15

種類 居宅

構造 木造瓦葺2階建

床面積 1階 101.62平方メートル

2階 47.56平方メートル

共有者 亡田中伸幸相続財産の共有持分 2 分の1

令和7年(子)第1号

和歌山市楠見中1丁目9番8号

申立人 西川 知子

住所・居所 不明

(不動産登記録上の住所) 高松市三条町35番地1

(不動産登記録上の住所) 北諸県郡高崎町大字江平1776番地3)

所有者 松江傳次郎

届出期間満了日 令和7年8月18日

令和7年6月18日 宮崎地方裁判所都城支部

(別紙) 物件目録

1 所在 都城市高崎町江平36番地

地目 和

地積 1585番1

出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令が

されることがあります。

令和7年(子)第1号

和歌山

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。組織変更後の商号は株式会社ARCXとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月一日

東京都江戸川区南篠崎町一丁目一九番一六号

合同会社Next Life Innovation 代表社員 寺澤 大介

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年八月一日であり組織変更後の商号はトランブレジデンス株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月一日

大阪府堺市東区文六一七一番地一

T&M DOUBLE NINE DELUXE合同会社 代表社員 濱口 忠洋

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千八百五十四万三千六百八十一円減少し五千万円とし、減少する資本金の額の全額を資本準備金とするにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月一日

東京都品川区北品川一丁目八番一二号

株式会社M&Aナビ 代表取締役 濑田 雄介

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三十五億円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月一日

令和七年七月一日 東京都新宿区四谷一丁目六番一号

PayPay証券株式会社 代表取締役 栗尾圭一郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千八百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月一日

東京都千代田区丸の内二丁目四番一号丸の内ビルディング二八階XLINK丸ビル個室N.O.21

TRIBAWL株式会社 代表取締役 山本雄一郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金十五億六千七百六十二万五千円、資本準備金の額を金七億六千五百九十九万五千六百六十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月一日

株式会社FUNDIT Media M ergers 代表取締役 山田 高寛

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金十五億六千七百六十二万五千円、資本準備金の額を金七億六千五百九十九万五千六百六十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月一日

株式会社ウイルコホールディングス 代表取締役 松浦 昌宏

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千八百五十四万三千六百八十一円減少し五千万円とし、減少する資本金の額の全額を資本準備金とするにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月一日

石川県白山市福留町三七〇番地

株式会社ウイルコホールディングス 代表取締役 松浦 昌宏

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月一日付で株券を発行することにいたしました。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://ma-navigator.com/

令和七年七月一日

株式会社M&Aナビ 代表取締役 濑田 雄介

定款変更につき通知公告

当社は、資本金の額を三十五億円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月一日

株式会社PayPay証券 代表取締役 濑田 雄介

定款変更につき通知公告

当社は、株式会社PayPay証券の代表取締役の職務を終了するに伴い、代表取締役を新設する旨の定款の定めを廃止することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月一日

株式会社PayPay証券 代表取締役 濑田 雄介

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年七月十六日を基準日と定め、同日二十四時現在の株主名簿上の株主をもって、令和七年七月三十一日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月一日

埼玉県深谷市原郷二二三二番地四

深谷電機株式会社 代表取締役 大久保勝令

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月十六日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を三十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年七月一日

東京都渋谷区代々木四丁目二七番二五号

HUMAN MADE株式会社 代表取締役 松沼 札

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月十六日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を三十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年七月一日

東京都渋谷区代々木四丁目二七番二五号

HUMAN MADE株式会社 代表取締役 松沼 札

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月十六日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を三十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年七月一日

北海道室蘭市海岸町一丁目五八番五

室蘭陸通運株式会社 代表取締役 関 勝弘

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月二十四日付で株券を発行することにいたしました。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月一日

札幌市西区発寒十二条十二丁目二番一号

潮物産株式会社 代表取締役 内川 重之

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月二十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月一日

広島市西区草津新町一丁目二番三五号

株式会社データホライゾン 代表取締役 濑川 翔

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月十八日付で株券を発行することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月一日

株式会社PayPay証券 代表取締役 濑川 翔

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月十八日付で株券を発行することにいたしました。

この決定の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和七年七月一日

埼玉県所沢市小手指南四丁目一三番地六

株式会社アリスの夢 代表取締役 野口 智恵

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月二十二日付で株券を発行することにいたしました。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月一日

埼玉県所沢市小手指南四丁目一三番地六

株式会社アリスの夢 代表取締役 野口 智恵

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月二十二日付で株券を発行することにいたしました。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月一日

東京都中央区銀座三丁目一七号

株式会社AMAZONLATER RNA 代表取締役 松田 信之

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月二十二日付で株券を発行することにいたしました。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月一日

東京都千代田区麹町一丁目四番地二

株式会社東條会館 代表取締役 東條 久美子

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月二十二日付で株券を発行することにいたしました。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月一日

愛知県半田市横山町二〇〇番地

株式会社知多総合卸売市場 代表取締役 竹内 孝好

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月二十二日付で株券を発行することにいたしました。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月一日

株式会社PayPay証券 代表取締役 濑川 翔

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月二十二日付で株券を発行することにいたしました。

この決定の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和七年七月一日

株式会社PayPay証券 代表取締役 濑川 翔

